

## 1 水道局関係分

### (1) 付託事件審査

①議案第46号 平成30年度光市簡易水道特別会計補正予算（第1号）

説明：宮崎水道局次長

質疑：なし

討論：なし

採決：全会一致「可決すべきもの」

### (2) その他（所管事務調査）

報告：①平成29年度光市水道事業決算見込みの概要

説明：○福島水道事業管理者～資料なし

質疑：なし

②光市水道事業ビジョン（実現編）（案）

説明：宮崎水道局次長～別紙

質疑

○笹井委員

2、3項目、今回のビジョンについてお尋ねいたします。

25ページに送水管と配水管の地図がございます。今の説明では、まず送水管450の形状のものは昭和14年に設置されて耐震性がないので、今回、新設するということであったと思います。

そのときの説明に、600のほうが昭和36年に設置されたと聞いておりますが、こちらのほうは耐震性があるのでしょうか。36年だと大分古いかから大丈夫なのかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

○西工務課長

36年に入れた送水管はスパイラル鋼管といいまして、継ぎ手を全て溶接で継ぎ手を行っております。鋼管でありますので、可とう性もありますので、耐震は十分対応すると思います。

以上です。

○笹井委員

その36年の600のほうを聞きますが、これはルートを見ると、大分狭い道を登ったり下ったりで来ております。私も過去に何回か地域住民の方から相談を受けたことがあるんですけど、これ水が漏れたりということが多々あるんじゃないかなというちょっと疑念を持っておるわけですが、そういうことがないのか、大丈夫なのか。あるいは、漏れているんであれば、今どういう状態なのか教えてください。

○西工務課長

S Pの600mmの修理のことなんですが、私が水道局に入局しまして過去に2度の修理があります。最も大きなのは、もう20年ぐらい前になるんですが、夜中に破損したことがあります、あと、もう一度はちょっとうまいこと調節するだけで直りました。

以上です。

○笹井委員

ということは、現時点においては特に問題がない。ここ数年でも漏れたことはないとということでおろしいんですか。

○西工務課長

最近はありません。

○笹井委員

わかりました。今度は配水管のほうに行きますが、配水管は今、国道188号を東西に下っていっておると。これが新設されるということは、これは図を見てわかりました。配水管のほうも、これも当然老朽化しておるから、今回、ルート変更も加えて新しくすると思うんですけど、現行のルートで、これも漏れたり、壊れたりしたことがありましたら、ちょっと教えてください。

○西工務課長

島田市付近から市役所までの間の大きな本管の修理は、以前、平成19年に中央六丁目のところで600mmが破損した以外は、私はほかにはないと思っています。

○笹井委員

わかりました。その破損事故は結構大きかったんで私もよく認識しておりますし、やっぱり今回そういうところの改修の意味も含めてルートを新設されるものというふうに理解をしております。

じゃ、ちょっと今度、ページが飛びますが、43ページに参ります。ペットボトルをつくっておられるというのはよくわかっております。で、過去の議会質問でも何回も議員が提案しまして、お答えも聞いていますので、お答えはそれで良いんですけど、ここまでつくっているんであれば一般に販売したらいいんではないかという発想が当然出てくる

ると思います。実際にスーパーなんかを見ても錦の水というはあるわけでございますが、光市水道局さんにおいては、こういった一般販売みたいなものはやられないのか、理由がありましたらお答えください。

○福島水道事業管理者

水道事業の中でペットボトルを販売している都市は多々あります。恐らく100近くあるんではなかろうかと思います。で、そこの販売の収益を見てみると、例えば100あるとしましたら、ほとんどが赤字です。で、横浜の、はまっ子どもしというのがコンビニなんかで売っていますが、これも今、赤字になっております。

ペットボトルをつくって、光の水はおいしいんだというイメージアップでつくっておりますが、これを販売ルートに乗せるということになると、相当リスクがあるというふうに考えております。

ですから、啓蒙・啓発活動の一環としては今後も行いたいと思いますが、販売の形については、今の時点では考えておりません。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。黒字が出るようであれば、やるべきだと思いますが、赤字が出たときは、本会計に負担もありますので、それは、そういう赤字であるという見込みが立っているのであれば、やらないという選択肢でもおかしくないと思います。

では、この光の水、私もイベントなんかでももらいまして飲むんですけど、捨てるとき分別が厳しくて、最近の一般的なペットボトルですと、必ず側をはがすミシン線があつてはがし易くなっているんですけど、光の水については、今現在そのようなミシン線が入っていないと思いますが、これについては今後取り組まれるようなお考えはありますでしょうか。

○宮崎水道局次長

確かにぎにくいというお話を聞いておりますので、その辺については検討してまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。あと、このペットボトルの絵が、過去、イベントによって絵を変えたときもあったと思いますけれども、こういうのは今後やっぱり何かの行事とか、取り組みによっては可能なんでしょうか。

○宮崎水道局次長

このラベルが多分水道局でつくった2つ目のラベルでございます。特別な事例としては、市の行事に合わせてこのペットボトルを一緒につくってもらえないかということの中で、市の行事といいますか、事業の中で市がこのラベルを募集されて、うちの水のペ

ットボトルに張り合わせたというようなケースは、過去あったと思いますけれども、うちのラベルについては、今のところ検討はしておりません。

○笹井委員

過去に見た中で、おそらく市の事業ということになるんですけど、ボイスカウトちよるるみたいなもののキャラクターを使ったのを、ジャンボリーの年につくられたかと思います。これは私的にはすごく評判がよくて、これなら本当キャラクター性も含めて売れるんじゃないかぐらいに思ったこともあるわけですが、ただ、ええ加減なことで提案してもいけませんし、自分なりにもうちょっと勉強してから提案しようと思っております。

終わります。

○委員長

ほかにありませんか。

○岸本委員

今回、大阪北部地震、震度6弱ですか、発生いたしまして、水道管が破裂して、水柱が随所に発生した映像がテレビで流れておりましたけど、今回、島田、浅江のほうで濁水事故があったということで、仮に、今回あった濁水事故のようなものが何ヵ所か同時に発生した場合、地震であれぐらいの規模のものが発生した場合、どのぐらいの件数が対応できるんでしょうか。

○西工務課長

18日に起こった同規模の事故が数件起きた場合、あの1個の場合は修理はできます。だけど、なかなかその濁りには対応できなかつたところがあります。

で、いくつまで同時に直せるのかという話になりますと、同じじゃないかもしれません、1日の間には4、5個は直します。だけど、濁水に関しては、きのうと同じような状況になると思います。

以上です。

○岸本委員

普通の水道管と耐震仕様の水道管というのは、どのように違いますか。

○委員長

西工務課長、水道事業ビジョンの範囲内でお答えいただきたいと思います。

○西工務課長

簡単に言いますと、継ぎ手が違います。継ぎ手に、動く、可とう性があるかないかが、耐震性のあるなしとなります。

以上です。

○岸本委員

老朽管から新管に変える場合は、もう全てこの耐震仕様の水道管に変えられていくんでしょうか。

○西工務課長

現在は、全てレベル2に対応した水道管にかえています。

以上です。

○岸本委員

地震が今回発生したわけでございますけど、水害ですね。島田川が氾濫した場合、林の浄水場というものは浸水しないんでしょうか。

○福島水道事業管理者

水道事業にとって、特に浄水場にとっては水害が一番怖い存在でございます。林浄水場は旧海軍さんがつくった施設でございます。林浄水場の内部を見てみると、その周りの田んぼから約2mぐらい高いところに設置されております。ですから、送水ポンプ等、浄水場が浸かるということは、三井橋はもう流れているだろうと思いますし、その近辺の家はもう全て水没しているというふうには解釈しております。

以上です。

○岸本委員

もう一度、耐震水道管のことについて御質問しますけど、大体事業費を年間3億から4億円かけて実行されるということですけど、その中で、耐震水道管の更新というのが大体どのぐらいの割合を占めているものでしょうか。

○福島水道事業管理者

3億1,100万円ですか、これはほぼ基本的には耐震管を充てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○岸本委員

最後の質問なんんですけど、第2次光市総合計画の中で経常収支比率について、平成33年度までの目標数値を115%と掲げておられますけど、これについて御説明をお願いいたしました。

○宮崎水道局次長

水道の経常収支比率は、算定式が経常費用分の経常収入ということになりますので、

100%を切ってしまいますと赤字欠損金が生じているという経営状況になります。

で、いいとは言いませんが、100%を超えて高ければ高いほど経営に余裕がある。健全度が高いという評価がされておりまして、115%の目標を立てておりますというのは、今そこまで達しているかどうかの状況はちょっと確認しておりませんけれども、そのあたりだろうと思いますけれども、この辺の健全的な経営状態に維持していきたいということで、目標値を設定しているところでございます。

○岸本委員

理解いたしました。終わります。

○大田委員

この水道ビジョン計画を読ませてもらって、何点か確認させてもらいたいんですが、まずは1番目に、24ページ、25ページで、基幹道路更新計画、このページに、水道ビジョン計画の中では具体的に工事が示されているのはこれだけなんですが、それの中で、既存の送水管の状況についてお知らせ願いたいと思うんですが。

○西工務課長

既存の送水管の状況は、先ほど次長のほうで説明しましたとおり、鋳鉄管の450mmが3,124m、そして、昭和36年に布設した鋼管のS P 600が2,972.7mの2本の管が、林浄水場から清山配水池まで埋設されています。

この送水管の修理履歴といたしましては、450も600とともに2回程度の修理履歴がある状態です。意外と古いですけど、健全だと思います。

以上です。

○大田委員

健全に送水管で送水されているというようなことでございました。このたびは新設をされると、送水管の新規事業を計画されているんですが、この事業内容を、口径とか、事業費とか、財源とか公表できる範囲で結構なんですが、教えてほしいんですが。

○西工務課長

鋳鉄管の450mmの送水管にかわって、耐震管のN S型継ぎ手の鋳鉄管を、新しい送水管として予定しています。

年次計画としましては、先ほど説明しましたこの資料の25ページの下のほうにありますとおり、平成34年から38年にかけて送水管の埋設の工事に取りかかるつもりで予定しています。

以上です。

○宮崎水道局次長

事業費と財源等も若干触れておきたいと思いますけれども、送水管の更新事業につき

ましては、職員レベルの概算になりますけれども、約11億円程度かかるんではないかというふうに考えております。

配水本管の再配置につきましては、約5億から6億円かかるんではないかと想定をしているところでございます。

この財源につきましては、自己財と企業債、できれば補助等がありましたら、そちらのほうにも求めていきたいと考えているところでございます。

○大田委員

わかりました。ついでに、清山から188号線に抜ける配水管の事業についても教えてもらいたいと思うんですが。

○西工務課長

その工事につきましては、送水管事業の埋設工事が終了次第、引き続き、清山南側の配水本管の配水管事業を取りかかる予定でございます。

そして、財源につきましても、今、次長が言われましたとおり、補助金が使えるものなら積極的に活用していきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

もう一遍聞きたいんですが、この大きさはどのぐらいの径なんですか。

○西工務課長

清山南側のほうは、一番大きい管が600mmです。一番小さくなるのが300mmの管が埋設されています。

・・・・・休憩・・・・・

○大田委員

今、ビジョンの中の計画の工事についてはお聞きして、ある程度理解しましたが、次に、事業の目指す目標についてお聞きしたいと思います。11ページですか、光市に影響を及ぼす活動層という表があります。先ほどの説明にも出てきましたが、南海トラフを想定した設定で、今後これに対する目標を定めておられますが、大河内断層とか、大竹断層の6強についての設定の範囲を、なぜしないのかということをお聞きしたいと思うんですが。

○西工務課長

当面、20年間につきましては災害リスクと投資リスクのバランスを考えた結果、30年以内での発生率が70%から80%と最も高い南海トラフ地震を想定しましたが、大河内断層などを想定したレベル2振動の施設レベルについても、それ以降の将来については確

立していきたいと考えています。

○大田委員

ぜひそういうふうな大竹断層、大河内断層は光に直接関係ある断層ですので、ちょっと考えていいってもらいたいと思います。

次に移ります。34、35ページ、財政収支計画で、資本的収入及び支出の表に、企業債が平成31年度から39年度までずっと2億円と示してあるわけです。その2億円借り入れる根拠というのをお示しいただけたらと思うんですが。

○宮崎水道局次長

先ほど、説明の中でレベルは1－1震度、南海トラフ地震を想定の範囲内とする施設更新の事業財源については、平均3億1,100万円というふうに御説明させていただいたところでございますが、その事業費3億1,100万円を確保しながら、さらに、今、企業債、借金でございますけれども、52億円程度持っておりますので、これを減らしていく方向、さらには収支均衡を図る。ですから、赤字にならないという条件を設定をたしまして財政見通しを行ったところでございまして、その結果、やはり2億円程度は借り入れが必要であるというふうな結果が出たわけでございます。

以上でございます。

○大田委員

それの中で、25ページの工事において送水管の工事と清山の工事が34年度からと39年度からの工事があるんです。35ページに建設改良費がうたってあるんです。34年度までは、30年度から順次下がっていっているんで、それで、34年度も下がっていっているんです、不思議と。工事をするというのに。その理由というのはどういうことなんでしょうか、理由をお示し願いたいと思います。

○宮崎水道局次長

今、議員さんが言われるのは、35ページの下の表の建設改良費のことを言われるんだろうと思いますけれども、これは、建設改良は施設の構築費について計上させていただいております。で、年間管工事については、管の更新事業については3億1,100万円必要であるというのは、先ほどから何度も申し上げておりますので、その金額がベースになっております。3億1,100万円は流しております、それにプラス、その工事を進める職員の人工費をプラスしております。さらに、水道が抱えている施設は管のみではございません。浄水場等の施設等も抱えておりますので、浄水場等の更新費用等をそれぞれ年度に当てはめて積み上げますと、増えたり、減ったりというような状況になるということでございます。ですから、増減をしている、減ったり増えたりしているという状況でございます。

○大田委員

いや、それはわかるんです。工事にかかる34年度から新規に新設送水管の600を新設してやっていくんだから、工事費が上がるんではないかと思ったんです。それなのに、ずっと下がっていっているから、なしてかなと思ってお聞きしたんです。

○宮崎水道局次長

配水本管、送水管の工事も全て3億1,100万円の中に含まれておりますので、この工事が増えたからということで建設改良がふえるということではなく、増減しておりますのは、浄水施設の更新費用がある場合について増えているという御理解をいただいたらと思います。

○大田委員

了解しました。その工事費の中で全部老朽管なんかもやっておるというふうに理解いたしました。

で、今、ずっと2億円の借り入れをしているんですが、私としては、やっぱり借り入れせずに工事を進めていってもらったほうがいいんではないかと思うんですが、借り入れを行わず事業をすることはできないんでしょうか。そのところをお聞きします。

○宮崎水道局次長

御承知のとおり、水道局の経費に充てることができる収入につきましては、経営に伴う収入、水道料金になるわけでございますけれども、これと、地方債。ですから、借り入れの収入、この2つでございます。

で、水道事業創設以来、企業債の財源につきましては、安全・安定のための施設の更新のために有効的に活用はしてきている貴重な財源でございまして、今からこのようなたくさんの事業を進めていく上で、この企業債を借り入れずに経営をしていくということは、今のところ大変厳しいと考えております。

また、現在、企業債利率も過去になく下がっております。今の時点では、やはりちょっと借り入れをして、残高がふえてはいけませんけれども、減らしながら、その範囲内で借り入れをしながら健全経営をしてまいりたいと考えております。

○大田委員

健全経営を、2億円借りながらやれるという方針をお聞きしましたので、頑張っていってもらいたいと思います。終わります。

○笹井委員

ちょっと2項目程度聞きます。

最初ちょっと先ほどの議員の後追いで申しわけないんですが、さつき、浄水場が水に浸かるかというお話をされたときに、答えとしては、地盤が高いんだと。で、もし浸かるときは、三井橋が流れるぐらいのときなんだと。そこで終わってしまったんで、私はちょっと言葉どおりとると、三井橋が流れるぐらいのときなんで、もう光市は全滅しと

るから、あんまりそんなことを言っても仕方がないというふうな返事にも捉えかねなかつたんですけど、いつも三井橋が流れるぐらいのとき、それを想定しているのか。それとも、もう可能性としてそういう災害がないから、そのレベルは想定していないのか。

具体的には、例えば島田川の水位がどれぐらいまでだったら耐えるのか、その辺をちょっとお答えいただければと思います。

○福島水道事業管理者

三井橋が流れるというのは例えの問題ですが、要するに、浄水場が水に浸かるということは、民家も含めて、その近隣の田んぼ全てが浸かるという解釈でいいんじゃないかなろうかと思います。それほどある程度の位置に浄水場は建設しているということでございます。

以上です。

○笹井委員

一応、水道事業が始まって現在に至るまで、光の浄水場は水に浸かったことがないということでおろしいですね。

○福島水道事業管理者

ございません。

○笹井委員

その辺は、実績としての安心はわかりましたけれども、ただ、県内他市を見ますと、山口市の朝田の浄水場が水に浸かったことがあります。水道局さんも復旧に行かれたんで、よく御存じだと思いますけど。

であるならば、朝田の浄水場と比べて、光はどうなのか。いいのか、悪いのか、その辺のちょっと比較がわかりましたら教えてください。

○福島水道事業管理者

浄水場に来られて見られたら、わかると思うんですが、その辺からしますと非常にある程度高いところに建設しています。で、山口の朝田浄水場が浸かつたり、山陽町の浄水場が浸かつたりしたことがございますが、それと比較すればどうなのかなということでなしに、林浄水場の場合には、そういう水害で浸かるという可能性は非常に低いという認識でいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○笹井委員

わかりました。じゃ、次の項目に参ります。冒頭に報告のありました6月18日の水道の濁水事故がありましたが、こういった場合の連絡体制はどうなっているのでしょうか。もう事故が起きたら、市とか関係行政、それとかマスコミ、あるいは地域住民へ連絡す

るという、そういう流れ的なもの、マニュアル的なものは整備されているのでしょうか。

#### ○福島水道事業管理者

このたびの事故の範囲内ですが、250の本管が抜けたわけでございますが、これで濁りの範囲内がどこまで行くのかというのは、これは非常に難しい問題でございまして、ある程度おさまる場合もありますし、それが拡大する場合もあります。この度の場合は後者だったんですが、その場合に何を優先するかといいますと、お客様を一番優先して、広報活動を一番先にやったわけです。

で、過去のこういう濁水・破損事故の場合には、連絡体制というのは、行政、市のはうにはしますし、議員さんのほうにも、地元議員さんには過去連絡をしております。今回も遅ればせながらそういう形をとらさせていただいたんですが、その連絡体制、議員さんへの連絡体制、行政への連絡体制というのは、今後よく検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○笹井委員

お客様を最優先で連絡するというのは、私もそのとおりだと思っております。ただ、今回、また冒頭の報告でもありましたけど、今、大体、何か事故があつたり事件があつたりすると、担当官庁のホームページに必ず、今、こういう状態でありますとか、こういうのは御注意ください。あるいは、復旧しましたとかあるんですが、今回、水道局のホームページを見たけどなかつたというふうに聞いておりますのが、これは今後できるのかどうか。

そして、これをやるためにには、やっぱりホームページの記載内容の更新ができる職員の人がいないといけないと思いますが、水道局の中でそういうホームページの作業、更新ができる方がどのくらいおられるのかについても、ちょっとその辺のホームページへの掲載についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○福島水道事業管理者

このたびの濁水で、市民の方からもホームページに掲載していないという御指摘もございました。で、今後は、そういう方向で早急にやりたいというふうに考えております。

で、ホームページの変更で、職員ができるのかと。これは多くの職員ができます。その辺は問題ないというふうに考えております。

で、記載内容はどういう方向にするかは、今からの検討課題だろうと思います。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。市役所のほうですけれども、これはメール配信サービスなどを使って防災情報とか、地域情報とか、いろいろカテゴリーを選択した上で、その情報がメールで入ってくるというシステムをしております。これには水道局のそういう事故とか、ト

ラブルとか、そういう情報を流すような流れというのは、現在あるのでしょうか、ないのでしょうか。

#### ○宮崎水道局次長

今、市のメール配信サービスについての活用でございますけれども、洗管等リフレッシュ大作戦を、夜中に洗管しますよとか、工事をして濁る可能性がありますよと、事前に早くからわかっている部分については利用させていただいたこともございます。

ただ、突発的な事故でリアルタイムで状況が変わる中において、この市のメール配信サービスというのはいろいろルールがございまして、決裁等もございまして、なかなかリアルタイムに対応できるかどうかも、市のほうと調整なり、お聞きもして、調査研究をしないといけない状況にあります。

市民の皆さんに情報をお届けする一つの貴重な媒体であるというふうに考えておりますので、検討の一つにさせていただきたいと思っております。

#### ○笹井委員

市のほうは当然防災が所管していますので、そういう災害の注意報、警報、警報以上の実際に避難するとか、解除とか、そういうのももう想定してマニュアル的に、その段階が来ればスムーズに流れるようになっておるはずです。私もこれ前、総務委員会のときに確認したこともありますので。

水道の場合も、突発的事故ですけど、これも地震とか風水害と同じで、やっぱりそれは住民の方にお知らせすべき内容だと思っていますので、ぜひその辺をほかの防災情報等を含めて、速やかに流れるように御検討いただきたいと思います。

で、今回ちょっと濁水が出たのが西のほうなので、私は直に聞いた話じゃない、又聞きなんんですけど、やっぱりその濁水が出るから、ずっと水道管をひねって水を流しつつというのをちょっと聞きました。これはどうなんですか。水道局的には、この濁水が出た場合は、ずっと流してもらったほうがいいのか。それとも、修理が終わってから流す。それまではとめておいたほうがいいのか。家庭の対応としてはどちらのほうがよろしいんでしょうか。

#### ○福島水道事業管理者

各家庭の対応として、本管が濁つときはいくら流しても濁りはとまりません。ですから、本管の濁りを水道局がとれば、要するに、消火栓なり、ドレンなりでとるわけでございますが、その後、ひねれば、家庭に入つと給水管だけはちょっと濁りますが、すぐ濁りはとれると思います。

そういう形の中で、流せば水道代も上がりますし、極力、風呂には入れますが、濁つたお風呂にいかがなもんかと思いますので、その辺はちょっと様子を見ていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○笹井委員

わかりました。その辺も含めて、やっぱりホームページとかで情報提供を、今後はされたらよろしいのかなと思います。一応確認です。やっぱり1時間ぐらい流せば水道料金もかかると。これは残念ながら本人の水道料金に上乗せされるということで、よろしいんですか。

○福島水道事業管理者

これが確認できれば減免措置もあるわけですが、大多数は確認できないんです。で、濁ったところと濁らないところもありますし、その辺については、苦情の中で若干出ますけど、御容赦いただいておるというのが現状でございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○萬谷委員

すみません、前の議員の後追いで申しわけないんですけども、今回、その濁水が出た地域に住んでおります。

で、私の立場もあるんでしょうけども、実際、御近所様からどういうことなのかという問合せが来ましたので、私も午前中に島田のところで事故があったらしいというのは聞いていましたので、その影響だろうというふうには説明したんですけども、そういう意味で、先ほど笹井委員も言いましたけども、地元の議員のほうには必ず問い合わせが来ると思うんです。で、どういう状況なのかというところも、さっき言ったように、流し続けていいものなのか、それとも、どういうふうな対応をするべきなのかというぐらいは、周知していただきたいなど、今回、切に思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

・・・・・休憩・・・・・

2. 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報 告：①平成29年度光市病院事業等決算見込みについて

説 明：川崎病院局経営企画課長

質 疑

○大田委員

光総合病院の外来患者数が1,648人減っていると。で、外来収益が去年より1,900万円

黒字になっちゃるんです。それで、大和病院は、外来が2,900人減ったんで、やっぱり去年よりは赤字になっているんですけど、そこの計算ちゅうのはどういうふうにされたのか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○佐古光総合病院業務課長

外来収益でございますが、外来の患者数につきましては、今、状況は詳しく調査中ではございますが、循環器内科の患者数が約2,600人程度減少しております。その影響で患者数のほうが減少しておりますが、収益が増加しておりますのは、内分泌内科、こちらのほうが1,600万円程度増加しております。また、整形外科のほうで1,000万円程度、泌尿器科で1,000万円程度増加しております。この影響で、患者数は全体的には減少はしておりますが、収益のほうは伸びているという結果になっております。

以上です。

○大田委員

大和病院は減ったから、減ったという感じに。

○田村大和総合病院業務課長

大和総合病院の外来患者数ですが、婦人科の医師の退職によりまして、常勤医師から非常勤医師になっております。その影響で患者数が減少しております。収益のほうも、それに伴いまして減少したと思っております。

○大田委員

今、大和総合病院のように、患者数が減ったから、収益も減ったと。それは当たり前と私は感じておるんです。だから、光総合病院は、循環器内科のようなところが増えて収益も上がったというふうに言われたんですが、前年度もやっぱり減ったのに、収益が上がっちゃるんです。そのときのあれは、単価が高くなつたから上がつたという答弁じやつたと、私、記憶しちよるんです。

今度のは、単価でなくて、収益が上がるところに患者がよく來たから、結局増えたという答弁だったと思うんです。

どうも、ちょっと、その都度その都度、そういうふうな答弁になってくるんで、そのところをよく把握してもらうて、答弁もしっかりしてもらいたいと思うんですが。

○佐古光総合病院業務課長

すみません、患者単価に關しましては、内分泌内科のほうが1人当たりの患者に対しまして約3,000円程度上がっておりまます。で、外科についても約2,300円程度、1人当たりの患者の単価が増加しております。このあたりも関係しまして、全体的に1人当たりの単価が上がつたんではないかと思っております。

以上です。

○大田委員

今後もそういう傾向が予想されるわけですか。

○佐古光総合病院業務課長

申しわけありません。今後の傾向については、これからまた注視していきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

そういうような傾向がどういうなかというのは、よう把握してもらうて、答弁もはつきりしてもらいたいと思います。終わります。

○笹井委員

まほろばの決算見込みが出ていますので、ちょっとお聞きしたいと思います。資料は7ページです。

まず、利用者で、通所のところですけれども、1日当たりの利用者数が、昨年が15.4が今回は17.1に上がって、1.7人ほど増加しています。これはどのような状況、どのような御努力をされたのか、ちょっとわかれれば教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

通所利用者数の増加につきましては、平成29年2月に理学療法士を1名増員しまして、リハビリのほうに力を入れてまいりました。その影響もありまして人数もほうも徐々に増えているという状況でございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。過去にも質問してきてますけど、入所のほうは、もう定員がほとんどいっぱいなんで、これ以上利用者数増の伸び代がなかったんですけど、通所のほうは定員に対して余裕があるということで、そっちのほうが伸びておるということで、私は評価したいと思います。

ただ、収益のほうを見ますと、結局、トータルで見ると赤字がさらに増えているということでございます。その部分の説明、何で損益が増えたのか。要は支出が増えたということになるんですけど、そこをちょっと説明をお願いいたします。

○原田介護老人保健施設事務係長

詳細につきましては、9月議会に改めて報告させていただきますが、現状であれば、主には給与費が増加しているというところが大きな原因だと思っております。

以上です。

○笹井委員

今でも数字がでているからこれは説明ができると思うんですけど、給与費が増えたというのは、給与単価が上がったか、人が増えたか、どっちかでしかないと思うんですが、何が原因で給与費が増えたんでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

平成28年度と29年度と対比しまして、平成29年度に理学療法士が1名増員したこと、それから、平成28年度においては看護師2名が嘱託と臨時であったんですけども、こちらのほうは退職に伴いまして募集等を行いましたが集まらず、必要人数でありますので、職員にて補充並びに人事異動で補充という形になっておりますので、経費のほうは増えたという状況でございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。理学療法士については、確かに新しい人を雇えば通所の数もふえるけれども、人件費もふえる。これは当たり前です。そのタイムラグとか経理的バランスを見ながら判断していきたいと思います。

看護師については、どういうバランスで運営するのがいいか。基本的に満床であれば黒字になるべきというのは何回も言っていますが、そうならない。で、その理由は人件費が高いと。ここまでお答えしていただいているので。

であれば、やっぱりそのバランスを考えて、基本的には余り赤の出ない体制で運営するべきだと思いますが、ただ、事情は今、嘱託と臨時が集まらずに正職員で対応したという理由はわかりましたので、一応納得はいたしました。終わります。

○大田委員

医師募集についてちょっとお聞きしたいんですが、光市立総合病院のホームページと大和総合病院のホームページを見させていただいているんですが、光総合病院のほうでは、募集は神経内科が1名、緩和ケアが1名となっています。2名ですか、お聞きします。

○田村光総合病院事務部長

現状で掲示させていただいているのは2名になっております。

○大田委員

これは、新光総合病院の診察も含んで募集ではないんですか。それとも、現在のだけの募集になっているから2名になるんですか。

○田村光総合病院事務部長

公募しているのが2名ということです。

○大田委員

新光総合病院は3名で、また公募しているのが二人だから、もう一人は山大から送つてもらえるという確信で、この募集が2名になると、そういう理解でよろしいですか。

○田村光総合病院事務部長

新病院に関しては、ホームページ上だけでなく個々に医師確保に動いているところもございますし、現在は、光総合病院としてはホームページに載せているのは、大学のほうに一応通知をさせていただいて、問題ないところを出させていただいている。それ以外に関しては、個々に動いている状況ということを理解いただければと思います。

○大田委員

だから、山大のほうで理解を求めて出したと。そしたら、私の勝手な解釈なんですが、緩和ケア担当においては山大のほうから送ってくれないから、あなたのところで勝手に募集をかけなさいよと。神経内科においても送られないから、あなたのところで募集してくださいよという理解でよろしいんですか。

○田村光総合病院事務部長

緩和ケアに関しては大学に教室がございませんので、一応出していますけども、神経内科につきましては、大学のほうの神経内科の教室と教授とも以前から話をさせていただきまして、掲示をしても差し支えないということで、出させていただいている。

○大田委員

今の答弁だと、私の解釈じゃったら、神経内科においては山大のほうからも募集をお願いしちょるが、了解を得て、神経内科のほうもホームページで一般的に募集をしたという解釈でよろしいということですか。

○田村光総合病院事務部長

新病院にかかるわらず以前から出しているところでございます。

○大田委員

緩和ケアに関しては山大にその教室がないから、一般に募集をかけたということだろうと思うんですが、新光総合病院において緩和ケア病棟を今後設ける予定でございますが、緩和ケアのこの1名募集に対してはどういう感触を得ておられますか。

○田村光総合病院事務部長

ホームページを見られて問い合わせがあったということはございません。個々に動かれて若干の人と接触をされているということはお聞きしております。

## ○大田委員

そしたら、新築オープンしたときの緩和ケアの医師が来ることを期待しております。

一般質問でもさせてもらったんですが、私はどうしても納得がいかないんです。売店がどうしてもああいうふうな隅っこにあると。院内患者さんに対してもう少しアピールするような場所に考えられないですかね。以前の説明では、外からも入ってもらうからという説明で、あそこに持っていたと。今度は保健所の許可がおりないからそのままおるという。それじゃったら、あそこへなぜ持っていく必要があるのかと。院内に来られる患者さんに対してもっと、ここが売店ですよというか、アピールできるような場所に持っていたほうがいいんじゃないかと私は思っておるんですが、病院局はそういうお考えはないわけですか。

## ○西村病院局管理部長

病院局におきましては、売店というのは患者さん、また中の職員においても、あれば確かに便利なものではありますけれども、我々がつくっているのは病院施設でございまして、売店ではないということが、まず1点あります。

ですから、中にあるさまざまな諸室の配置でありますとか、売店の配置、これらも患者さん、職員、それらの動線を総合的に判断して、この場所が適当であろうというところで今の配置になっているというところで御理解いただければと思っております。

以上です。

## ○大田委員

病院というのは、それは売店をつくっているところじゃないというのはわかりますよ。サービス業ですよ、病院というのは。お客様が来て初めて病院というのは成り立つと思うんです。そうなると、やっぱりお客様の利便性も考えて、やるべきだろうと思うんです。

今、私はある程度、あちこち病院を見させてもらっているんですが、売店がどこにあるかわからんような病院は、今のところある程度大きな病院は、ないんです。特にこの近くで言うと、徳山中央病院にしても、その下松記念病院ですが、あそこでも受付のすぐ近くにあるし、すぐ見えるところに、利便性のええところにある。それから、そこで患者さんが2時間、3時間待つのに、ジュースの1杯でも買うて気分を紛らわすこともできると思うんです。

そういうことを考えたら、やっぱり見えにくいところよりも、ちゃんとここにありますよとアピールできるところにあるべきなのが本来の姿じゃないかと私は思っているんですが。今の考えでは、売店をやるところじゃないから、病院じゃからという、そういう考え方でおられるのは、それはちょっとと思うんですが、いかにお考えですか。

## ○西村病院局管理部長

先ほど申し上げましたけれども、病院でございますので、まず、病院に必要な諸室を

まずレイアウトするということでございます。

で、利便性を考慮して売店も設置いたしますけれども、その売店におきましても、入院患者さん、外来患者さんの両方が使える位置に置いているというふうに私は思っております。

あとは、わかりにくいということであれば、それらの看板であるとか、表示をすることとで、それは、問題は解決するのではないかというふうに思っています。

以上です。

#### ○大田委員

病院局の考えと私の考えが随分平行線なんですが、やっぱりサービス提供、お客様がいかに過ごしやすく、また、待たれるのにいかに気楽に待たれるというか、いつ私の順番が来るんかといついじいじして待っちょるよりも、そういうようなところがあって、気分を紛らわすようにされるような見える場所にあるのが、私は適当と思うんですが、もう一遍考え方直してほしいと思います。終わります。

#### ○磯部委員

すみません、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。30年度に診療報酬と介護報酬の同時改定だったと思いますが、主に介護報酬のまほろばさんの影響額、大変頑張っていらっしゃるとは思うんですが、そのあたりの影響額がわかれば、教えていただきたいと思います。

#### ○原田介護老人保健施設事務係長

介護報酬改定の記者発表では、0.54%増加ということではありましたが、実質試算をして、入所につきましては微増改定、通所におきましては大幅な減額改定となり、平成29年度と同様な通所及び入所者の数であれば、減収となる試算であります。

今後については、利用者の増を図り、また、経費節減等経営改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○磯部委員

影響額のアバウトのところというのはまだまだわからないと思いますけれども、同時改定で非常に厳しく、病院のほうもだと思いますけれども、今後しっかりとそのあたりを整理して、改善していただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○大田委員

すみません、もう一遍聞きます。今、新光総合病院でやっておられるが、地元の業者を使う率というのはどのぐらい、もうほとんど契約は終わっていると思うんですが、どのような割合になっていますか。

○川崎病院局経営企画課長

現在のところ、施工者から報告をいただいているのが42社と聞いております。

○大田委員

42社ですか。間違いないですか。

○川崎病院局経営企画課長

私が聞いておりますのは42社と聞いております。

○大田委員

それは下請ですか、孫請けですか、ひ孫請けですか。

○川崎病院局経営企画課長

失礼しました。全部でございます。

○大田委員

42社しか地元業者が使われないと。えらい少ないように私は思うんですがね。地元業者を使いますよという方式で元請業者はとられたと思うんですが。そしたら、全部の下請は何社あるんですか。

○川崎病院局経営企画課長

現在、トータルでいただいているのが300社程度と聞いております。

○大田委員

300社。300社で42社。下請は何社ありますか。

○川崎病院局経営企画課長

申しわけありません。今、そこまでの資料を持ち合わせておりません。

○大田委員

いや、それはわかりはずですよ。全部、第1下請、第2下請、第3次下請というのは全部報告が積算のほうに上がってくるんじゃから、わからないということはないと思います。絶対わかると思います。

・・・・・休憩・・・・・

○川崎病院局経営企画課長

それでは、大変失礼しました。市内の業者の数なんですが、1次下請が14社、2次が

12社、3次が16社、4次がゼロで、42社という状況でございます。  
以上です。

#### ○大田委員

提案型のあれば、募集で戸田さんがとられたんですかね。あれのときには、契約条項の中に地元業者を使うというような条項があったと思うんですが、1次下請が14社、総下請が今のところ300社。だから、14社も使っているといえば使っているのかもわからないが、我々からすれば使っていないのに等しいと思うんですが、そのところの施主のほうからして、1次下請さんをどうかという声かけはなかったんですか。

#### ○西村病院局管理部長

施工者の初めのプロポーザルでございますけれども、たしか、その光市内の業者を積極的に活用したいと、そういうふうな提案はございました。ただ、その市内業者の中で1次業者を何社使うかというそういう具体的な数字の提案というのはございませんでしたので、私どもも施工者と協議をする中で、できるだけ市内業者のほうを活用してくださいというふうに、要請はずっと、当初から引き続き行ってきたわけでございます。今でも、それはできるだけ活用してくださいというのはお願いはしております。

以上でございます。

#### ○大田委員

14社も使っているといえばそれまでかもわかりませんが、私どもとしては、せめて3割程度は使ってもらえているもんと、それは私どもの勝手なんですが、300社のうちの14という1割にも満たないんです。だから、そのところをもう少し、今後そういうふうに出す場合にはお願いをすると、使いますよと言うんじやったら、せめてそのぐらいは使って運営していってほしいと思うんです。

で、今、300社と言ったんですが、まだこれから外構の業者が決まっていないんじやないかと思うんですが、そのところはどうなっているんですか。

#### ○川崎病院局経営企画課長

未定のところもございますので、積極的に市内業者の活用を働きかけていきたいと思っております。

#### ○大田委員

せっかく光市内で行われる大型工事なので、ぜひとも地元業者を積極的に使ってもらうようにお願いしたいと思います。

続きまして、今、駐車場が五百何台あるんですが、それは今後、駐車料金を取るつもりですか。それとも無料のままなんですか。

#### ○西村病院局管理部長

まだその辺は検討しておりませんけれども、今の光総合病院は駐車料金を取っておりませんので、恐らく新しい病院になりましても駐車料金はいただかない方向になるのかなというふうには思っております。

以上です。

#### ○大田委員

駐車料金は取らないということは大変ありがたいことでございます。今後ともその方針で向かっていってもらいたいと思います。

あと、交通手段においてお聞きしたいと思うんですが、交通手段は私のところじやないと言われるかもわかりませんが、病院局が、光駅から新光総合病院までのところにバスを提供したらいいと私は思うんですが、そのところの考えはどうなんでしょうか。

#### ○西村病院局管理部長

現在、経済部のほうで、議員御承知のとおり地域公共交通網形成計画、この策定が進められております。で、新病院の開院に当たって、公共交通機関によるアクセスが検討されているというふうのもお伺いしております。

ただ、現時点での具体的な内容等が示されておりません。今後、具体的なものが示された段階で、必要に応じて対応を検討していく必要があるというふうには考えております。例えば、公共交通の乗り入れが十分でないと判断すれば、病院としてシャトルバスなどの活用を図ることなどが考えられるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

#### ○大田委員

ぜひともシャトルバスなんかを活用して、患者さんの便宜を図ってもらいたいと思います。終わります。

#### ○笹井委員

ちょっとほかの委員の後追いで申しわけないですが、今の話で、駐車場の件とバスの件について答弁がありました。

で、この辺については、病院を建てる時の収支のシミュレーションの中に入っているのか、いないのか。もう入っていないんであれば、基本的にはそのシミュレーションでやっていくべきものだと思います。

バスについては、そねいに維持費もかかるもんじゃない。設備投資も後からどうにでもなるんですけど、駐車場については、どうなんですか、病院収支のシミュレーションの段階で、これは特に料金を取ることで収入に入っておるんでしょうか。それとも、もう今までどおり駐車場については収入ゼロで計算しているんでしょうか。

#### ○西村病院局管理部長

駐車場料金については、取ることは想定せずに収支のシミュレーションをしております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。私も当然そういう理解でおりましたんで、無料が継続するもんだというふうに思っています。もしシミュレーションが変われば、その段階で説明していただければと思いますが、基本はちょっと押さえさせていただきました。終わります。

○磯部委員

すみません、1点確認をさせていただきたいと思います。

ホームページ上でも私もできる限りは確認をいたしましたけれども、薬局のプロポーザルの結果が載っておりました。質問事項等のいろんな問題も見させていたしましたけれども、名称も載っておりましたけれども、そのあたりの、わかる範囲で結構です。どれぐらいの応募があり、ほかと違う意味で評価された点、このあたりを教えていただきたいと思います。

○川崎病院局経営企画課長

ちょっと今、資料が一部ないところもありますので、プレゼンテーションについては3月23日に行いまして、3月30日に特定事業者を発表して、現在、その特定事業者を契約交渉に向かって調整中でございます。

以上でございます。

○磯部委員

詳細は今からということでおろしいんでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

プロポーザルで提案された内容等を確認しながら、現在、契約に向けて詳細なところを調整中でございます。

○磯部委員

基本的なところをお聞きしたつもりなんですけど、どれぐらい応募がありました、そのようになったのかということを教えていただきたいのと、全体の400点満点のうちの298点ぐらいだったかな、そのあたりで評価された点というのを、簡単で結構です。そこを教えていただけたらと思ったんですが。

わかれば、また後ほどで結構でございます。今まで委員会の中でも、やはり地域貢献、そして薬剤師会等、そのあたりで、これから地域包括ケアシステムの一つとして役割を果たしていただきたいような薬局が、とっていただきたいなというのを条件にしてほしいというのを委員会でも何人かの委員さんにも言われていましたので、そのあたりをち

よつと確認したかっただけですので、後ほどまた教えてください。

・・・・・休憩・・・・・

○川崎病院局経営企画課長

応募は7社ございました。そして、評価項目がありますが、その中で地域医療への貢献についてだとか、利用者への対応についてだとか、そのあたりのポイント等を勘案しまして、総合的に400点中295点の点数をとったところが最高でございましたので、その業者を特定者ということで、今、契約に向けて詳細を詰めております。

以上です。

○磯部委員

よくわかりました。委員会のほうでも、やはり地域貢献、地域包括ケアシステムの構築に向けた一つの1事業者として、医療機関として、そういう要望があったのをしっかりと組み込んでいただいたということで、今後期待しているところでございます。

以上です。

・・・・・休憩・・・・・

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第52号 光市憩いの家条例の一部を改正する条例

説明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長～別紙

質疑

○笹井委員

憩いの家の入浴サービスについては、これは、今現在、両方とも廃止されておると。廃止になった理由は、直接の理由は、ボイラーとか給湯室とかが壊れたからというようなのは今までに報告を受けて知っているんですけど、結局、利用されておった対象者の方がその段階で何人ぐらいおられたのか、そして、現在はそれらの方というのはどうされておるのか、そして、今後はどうされるのか、その辺がもしわかりましたら教えてください。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

まず、利用者の数でございます。東部憩いの家につきましては、平成27年度の年度途中から中止しておりますので、28年度、29年度の数字はないのでございますけれども、西部憩いの家につきましては、これは見込み値ではありますけれども、29年度、中止に至ったのが12月中旬でございます。4月から12月中旬までで、延べ人数で申し上げます

と、約3,710の方が利用されておられたところでございます。実人数でございますけれども、これは月別の実人数になるんですけれども、4月から12月で大体44人から74人ぐらいの間で利用されておられる方がおられたというところで把握をしているところでございます。

その方たちが今、じゃあ、どのようにされておられるかというところについては、改めて確認をしておりませんので、入浴のほうをどうされておられるかというのは確認ができておりません。

今後はどうされるのかということではありますけれども、3月に、利用廃止に当たっての利用者説明会をさせていただいた時点で、入浴機能のほうをやぱーくに全部一元化するに伴い、無料の送迎車両を運行する予定であるということで説明をさせていただきました。中には、その辺のことでも心を示された方も数名おられましたので、今後、この事業の開始に伴って、ぜひその辺の利用をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

その対象者の人には、送迎車両があって、今後手当て、そういうものをやりますよというお知らせ、もしくは、利用者のニーズの把握みたいなのはされているのか。それとも、一応、そういうシステムだけ整備して、あとは実績を待つことになるのでしょうか。あと、いつから送迎をやられるのだったか、ちょっともう1回確認をお願いします。

#### ○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

特にニーズ把握のほうはしておりませんけれども、事業開始につきましては、年度当初、新年度予算の3月の委員会のときに、10月からということで予算のほうを御議決いただいておるところでございます。

今回の補正の議案の中で、当初は10月というのが、それまでに西部憩いの家のほうの入浴サービスを継続して9月末までは提供したいというところから10月にしておりましたけれども、急なことでボイラーが故障し、入浴サービスが提供できなくなりましたので、前倒しをして8月から実施というところで、今回、2カ月分にかかる経費を次の補正議案の中で、計上させていただいているところでございます。

#### ○笹井委員

わかりました。補正のほうでも上がっていますから、また追加があれば、そっちのほうで聞きたいと思います。

ただ、もう1個聞きたいのが、憩いの家条例については、今回、入浴サービスは廃止すると。これがこの議案ですけれども、憩いの家自体のほかのサービスについては、今後考えておられることがあるのか、ないのか。市全体で公共施設マネジメントをやっていますので、当然、その対象にはなっているということは私も認識はしております。

ですけど、現実的にいろんな廃止施設を見ますと、公共施設マネジメント全体の取り組みじゃなくて、いくつか前倒しで廃止している施設が現に出てきておるわけです。憩いの家については、もう公共施設マネジメントの中で全体と一緒にんびりやるのか、それとも、それよりも、今回、入浴サービスが廃止になりましたけど、それ以外の機能の存廃、施設の存否も含めて独自に検討されるおつもりがあるのかお尋ねしたいと思います。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

特に東部憩いの家の施設につきましては、建築年数がたっておりましますし、老朽化もきております。これは、公共施設総合管理計画のほうにも記載をしておるかと思いますけれども、それの方について検討するということで、現時点では具体的に方針は決まっておりませんが、今後のあり方については、検討をしておる途中でございます。

○笹井委員

わかりました。公共施設マネジメント自体は、私も一般質問で何回も質問しておりますし、それを全体として取り組まれておるのはわかりますが、それを待っていると、やっぱりどうしても遅くなると。今回のボイラーの件でもありましたけど、壊れたからやめますとか、あるいは、ほかの施設でもそうですが、利用者が本当に極めて少なくなりましたから急に廃止しますみたいな、実態が先に進んで、その後、対応を決めるんじやなくて、利用が少ないところ、問題があるところをあらかじめ市のほうできちんと検討して、方針を出して、それを打ち出した上で利用者の理解を得るという段取りが必要だと思っておりますし、今、中邑さんの回答で、答弁に関しては、それなりにきちんと検討されるおつもりがあるんだなというのを、私、理解いたしましたので、これは質問ではなくて、要望だけにしますけれども、もう老朽化もきておる施設ですし、市内全体の動向を見ても、公共施設というのは適正規模に抑えていかなければいけないという流れがありますので、ぜひ、きちんと担当部局としての御検討をお願いしたいと思います。

終わります。

○岸本委員

この2つの憩いの家の目的は、誰に、何のために、何を提供するための施設か、ちょっとお聞きしたいんですけど、よろしくお願ひいたします。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

東部憩いの家、西部憩いの家の両施設は、具体的には60歳以上の高齢者を対象とした人たちに休養と交流の場を提供して、高齢者の福祉の増進に努めるといったことを目的とした施設でございます。

○岸本委員

この2つの施設は、両方とも指定管理にされていらっしゃいますが、なぜ指定管理にされたのか、回答をお願いいたします。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

両施設は指定管理者制度によって管理をしております。指定管理者制度というのは、事業者のノウハウを活用し、サービスの向上につなげる、そして、運営の効率化を図るといった制度でございます。現の指定管理者におかれましても、カラオケ大会であるとか、囲碁将棋大会とか、餅つき大会と、いろんな自主的な事業に取り組んでおられ、サービス向上に努めておられるところであります。並びに、効率化というところにもつながっているというふうに考えているところでございます。

○岸本委員

風呂の業務というのが一番専門的な仕事だと思うんです。そういうところで、多分、指定管理にされていらっしゃるのではないかでしょうか。どうでしょうか。お答えください。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

特に、入浴設備の管理に特別な技能・資格を有するかといった点で指定管理にしていくということではございません。

○岸本委員

それと、今回、廃止の条例を出されましたのですけど、お風呂の業務量が削減されるということは、指定管理料というのは変わってくるんでしょうか。お聞きします。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

今後のことにつきましては、まだ確定ではありませんので、東部憩いの家が27年度の途中から入浴サービスを廃止しております。その後の指定管理料なんですかけれども、入浴部分にかかる経費の分については、ある程度、推計値にはなるかもわかりませんけど、そのあたりに係る経費の部分は、削減をした委託料という形で事業委託をしているところでございます。

○岸本委員

風呂の業務がなくなれば、普通のコミュニティセンターと同じような扱いにされて、指定管理料というのも、ばかにならない管理料を払っていらっしゃると思いますのすけど、そのような形に持っていくかれるということはできないんでしょうか。御質問します。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

所管の立場とすれば、高齢者の福祉の増進に効果ある施設だというふうに考えており

ますので、引き続き、憩いの家としての施設の運営を行っていきたいというふうに現時点を考えているところではございます。

○岸本委員

室積のコミュニティセンターがすごくきれいになりましたし、だから、私はお考えになられたほうがいいんじゃないかと思います。浅江のほうは、人口も結構、1万6,000人ですか、室積地区に比べて、東部に比べて倍ぐらいの人口がありますから、また、建物も新しいし、存続されていかれてもいいんじゃないかと思います。そのように思っておりますので、参考までにお考えいただければ結構だと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第53号 光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第44号 平成30年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長 ～別紙

○笹井委員

では、9ページの予算で2項目ほど聞いてみたいと思います。

高齢者福祉送迎事業ですが、今の説明で、8月から東部・西部・やまとと三島温泉を結ぶということでございました。このタイムスケジュールですか、何曜日のどういうタイムスケジュールで東部・西部・やまとと温泉を結ぶのか。そして、これは予約制なのか、それとも、予約なしでとりあえずお客様がおろうがおるまいがバスを走らせるのか、どっちでしょうか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

まず、運行日なんですけど、週2日、曜日については、まだ確定ではございませんが、中ほどのなるべく利用者が混まない日ということで、水・木あたりを想定しているところでございます。1日に、東部憩いの家、西部憩いの家、やまとコミュニティセンター、それぞれを1往復ということで予定しています。

○笹井委員

わかりました。1往復というのは、お客様から見れば1往復ということですね。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

そうです。

○笹井委員

それで、もう一つの今言った、結局、予約制なのか、それとも、定時でお客がおろしがおらまいが運行するのか、どちらでしょうか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

今のところ、予約ということじゃなく、時間に集まっていただければ利用していただけるような形で考えているところでございます。

○笹井委員

わかりました。その辺は、じゃあ、実績に応じて、また今後、変更もあり得る、実績を見てからいろいろ考えていくと、当初は、とりあえずは予定スケジュールどおりで走らせるということでおろしいですかね。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

そのように考えております。

○笹井委員

わかりました。

あと、今回、委託料ということで38万1,000円計上されていますけど、バスは結局、どこが持つておるバスが出るのでしょうか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

バスといいますか、市の所有するワンボックスカー10人乗りを予定しております。

○笹井委員

わかりました。市の所有をしよる市の公用車を出すということでよろしいのか。そして、じゃあ、運転手さんはどなたなんでしょうか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

業務委託を行いますので、3月の委員会のときにもお答えさせていただいていると思いますが、まだ確定ではありませんが、今、ゆーぱーくの指定管理者を想定しているところでございます。

○笹井委員

市が所有する公用車をゆーぱーくの指定管理者が借り受けて、ゆーぱーくの職員がバスを運転すると、こういう理解でよろしいんですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。であれば、この38万1,000円は運転手さんの手当なのかなというふうに理解、あと、そのほかは管理費用なのかなと理解するところです。

次、その下の段に、地域福祉施設整備事業がありました、これは具体的にどの場所に建つどこの施設なのかというのが、ここで聞いたらお答えできますですかね。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

島田2丁目にあります社会福祉法人光寿福祉会が運営しております小規模多機能げんきむらという施設でございます。

○笹井委員

わかりました。理解しました。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第47号 平成30年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

では、3項目ほどお尋ねしたいと思います。

1項目めは、指定管理についてですが、今、福祉保健部が所管している施設で指定管理に今現在出しているものはどれだけあるか、そして、指定管理ですと、数年に一度、更新の手續があるかと思いますが、今年度、更新作業の手續をされる施設はそのうちどれか、ちょっと教えてください。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

福祉保健部で、今現時点、指定管理による管理をしておる施設の数ということで……

○笹井委員

名前も。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

課がまたがりますけれども、関係課を全て入れて5施設でございます。

○笹井委員

いや、一応、5施設の名前も教えてください。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

まず、東部憩いの家、西部憩いの家、牛島憩いの家デイサービスセンター、この3施設が高齢者支援課所管分です。

○松村福祉総務課長

福祉総務課所管分で、身体障害者デイサービスセンター、それから、三島温泉健康交流施設でございます。

○笹井委員

今は5施設ですけど……

○委員長

ちょっと待ってください。

○柏木健康増進課長

健康増進課所管分に、牛島診療所がございます。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

すいません、先ほどの部で所管分の数を訂正させていただきます。5施設と申し上げましたが、6施設の誤りです。すいません、訂正させていただきます。

○笹井委員

そのうち、今年度、管理者の更新、募集の業務がある施設はどれになるか、そして、募集の手続は大体スケジュール的にはいつごろを考えておられますでしょうか。

○松村福祉総務課長

ただいま御紹介いたしました施設のうち、本年度、更新の時期を迎えるのが3施設で、東部・西部の憩いの家、それから、身体障害者デイサービスセンターでございます。

これらのスケジュールでございますが、一般的な例で申し上げますと、7月から8月ごろに指定管理の業者を募集いたします。それから、9月ごろに選定委員会を開催、12月議会で指定管理候補の指定議案を提案させていただきます。こちらのほうを御議決いただければ、3月中に基本協定を締結し、4月から指定管理の期間が開始となるものでございます。

○笹井委員

わかりました。7月から8月に募集ということは、もうそろそろ募集要項が煮詰まっているころかなと理解もしたりするわけですが、今、今年度中の選定作業のスケジュールのある東部憩いの家、西部憩いの家、それから身体障害者デイサービスセンターについて、これは幅広く公募するのか、それとも、指定管理でも随意契約みたいになる場合もあるかと思いますけれども、そういう随意契約みたいなものも考えておられるのか、それぞれの施設はどういう状況でしょうか。

○松村福祉総務課長

課がまたがりますけど、私のほうであわせて御説明させていただきます。

これまで身体障害者デイサービスセンターのほうは非公募で実施をいたしておりましたが、今年度からは公募の方針で進めたいと、現在検討中でございます。

それから、東部・西部の憩いの家につきましては、従来から公募という形をとっています。

以上でございます。

○笹井委員

身体障害のデイサービスが非公募から公募を検討しておるということで、これは私は大変すばらしい流れだと思っております。基本的に指定管理というのは、こういう施設がありますよ、管理団体を公募しますよとオープンにして、その中でいろんな各参

加企業・事業体が切磋琢磨して、その財政管理でとれる1社を目指していくべきものだというふうに考えております。

それで、まだ、今から募集をされるということですので、詰まっていないところもあるかと思いますが、今現在、東部・西部、それから、身体障害者デイサービスセンターもし含めれば含めて考えた上で、管理団体の条件みたいなものは何か設定がありますでしょうか。

#### ○松村福祉総務課長

申しわけございません。今、デイサービスセンターを公募の方向でと言いましたが、まだ課の中で検討している段階でございますので、申しわけありませんでした。

それで、現状の検討段階、検討状況でございますが、まだ、今申し上げましたように、決裁も受けていない状況でございますので、そのあたりについては少し差し控えさせていただきたいと思うんですけども、前回の募集したときの例で申し上げますと、身体障害者デイサービスセンターにつきましては、いわゆる生活介護デイサービス、障害者に対するデイサービスを提供していただくこと、それから、入浴の機能がありますので、特殊浴槽を使った入浴の事業を行っていただくこと、リハビリテーションを行っていただくこと、こういったあたりが主な条件として指定管理のほうをお願いしておるところでございます。

#### ○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

高齢者支援課でございますけれども、東部憩いの家、西部憩いの家の管理の条件でございますけれども、特段、特別な機能を持った施設ではございませんので、開館時間等で利用者の方に適切に利用していただくような業務ができるといったところが、業務の中では基本的な条件になってくるかと思います。

あと、資格等につきましては、法人であるかとか、市税を滞納していないとか、そういった参加資格の条件を設けて応募しているのが前回の状況でございます。今年度につきましては、今、先ほど福祉総務課長のほうが申し上げましたけど、募集要項等、正式にまだ決裁ができておりませんので、前回の条件等も含め、現在手続を進めているところでございます。

#### ○笹井委員

内部で決裁中で済んでいないから答えられないと、行政側の答弁としてはそれもわからんでもないんですけど、ただ、そう言うても、7、8月に募集して、9月議会で聞いたら、もう募集の公募は済んで、応募が進んでいますということになりますので、私は、今回の更新について聞くと、今議会、この場で聞くしかないので、その辺は何とか、私の質問の意に応えるように答えていただければと思います。

指定管理のやり方って、国が示した決まったやり方があるわけじゃないので、いろんなパターンがあるんですが、特に審査の場合、単純に運営コストが一番安くなる、お金だけで審査するのか、それとも、いろいろ取り組みとか、その団体の位置づけとか

で加点して、金額もあわせて加点方式で審査するのか、その辺は、前回のやり方とか、今回のやり方とかがわかりましたら、ちょっと教えてください。

#### ○松村福祉総務課長

身体障害者デイサービスセンターにつきましては、前回、非公募で実施しておりますけれども、一応、引き受けていただく事業者さんのほうから、プロポーザルといいますか、そういうもののを行って、事業を受託していただくのに適切かどうかというような判断を行っております。今回、仮に公募になったとすれば、何らかの形でプロポーザルというような形になろうかと思います。

#### ○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

東部憩いの家、西部憩いの家の審査の基準等ということでございます。

事業者自体が安定的に運営できること、事業者の財政状況はどうであるかとか、あるいは、施設管理が主になってきますので、どういった独自の事業を行えてサービス向上に努められるかとか、そういうところの審査基準になろうかと考えているところでございます。

#### ○笹井委員

別の議案で同僚議員が質問して、私もこれはいい質問だなと思って、改めて認識を新たにしたんですけど、入浴が今回はもうなくなってくるわけですね、東部・西部については。そうすると、確かに管理コストは少なくなるはずなんですが、市が支払う指定管理料としては、今回の入浴サービスの廃止を受けて安くなるような形で指定管理団体の公募ができるんでしょうか。

#### ○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

推計の段階で申し上げて申しわけないんですけども、実際、入浴サービスが廃止になりますので、それにかかる経費、光熱水費であるかとか、機械設備の点検費等が今度は必要なくなります。その分については、当然、今よりはその分だけ差し引いて考えていくようになるだろうと思っております。

ただ、その他の部分、あるいは、人件費が5年前に比べてどれぐらいの推移で上がっているかとか、あるいは、施設の老朽化に伴って施設改善・修繕等がどれぐらいふえてくるかとか、そういう兼ね合いもありますので、一概に入浴サービス提供に係っている部分が単純に差し引くことができるということではないかというふうに考えております。

#### ○笹井委員

わかりました。私の過去の質問で、清掃とか選定とかをきちんとした公開の入札にしたらどうかというような提案もしまして、実際にされると、幾つかの事例かもしれませんけれども、随分安くなつたという事例が過去あったかと思います。今回の指定管理に

ついても、今、お話を聞きすると、基本的に東部・西部は建物管理のようでございますので、できるだけ多くの事業者が市場原理に従って競争して、その低減効果が出るような形での募集を期待するところです。

では、次の項目に参ります。

つつじ苑、今は新開の海浜荘の中にあるやつだったですかね、この移転のスケジュールはどうなっていますでしょうか。そして、機能移転したときには、経営主体も新たにするんだという話が当初予算のときに説明にあったかと思いますが、この辺も含めて、移転のスケジュールについてお答えください。

#### ○松村福祉総務課長

つつじ苑の機能移転のスケジュールでございますが、現在、移転先となりまするみ幼稚園の跡地の売却に向けて、土地や建物の状況の確認等、また、募集要領等の準備を進めている段階であります。これらが整い次第、進めたいというふうに考えておりますが、年度内には、事業を引き受けさせていただく事業者を決定したいというふうに考えております。

移転に当たりましては、現在のつつじ苑での活動内容を踏まえて、就労継続支援B型などの障害者の福祉事業を展開していただく民間事業者を募集することとなります。機能移転後の経営は、つるみ幼稚園跡地の活用を落札した民間事業者が担っていただくことになろうかと思います。

#### ○笹井委員

ということは、まず、土地を売却するんだと。そうすると、当然、それを買うところが出てくるわけです。そうすると、そこでもう、つつじ苑の機能を今後お願いするところは、土地を落札したところにもう決まってしまうと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

#### ○松村福祉総務課長

用地の売却に当たって、そこでつつじ苑の機能を継承していただくことを条件に、事業者の募集を行いたいというふうに考えております。

#### ○笹井委員

わかりました。ただ、普通の売却であれば、単純にお金だけの選定でということですけど、つつじ苑機能をやっていただくことが購入の条件になるということであれば、もうちょっと具体的に言うと、例えば、どういう法人でとか、あるいは、どういう作業とかサービスとかができることというような条件もついてくると思うんですけど、その辺をちょっと詳しく教えてください。

#### ○松村福祉総務課長

いわゆるどんな法人でもというわけには恐らくいかないと思います。障害者支援の施

策に知識のある、経験のある、そういったところのほうが、当然、プロポーザルを行ったとしても有利といいますか、得点のような形は高くなってくるのかなというふうに考えております。

○笹井委員

わかりました。これは、いつかの段階でオープンに公募をして、プロポーザルをするということでおろしいのか。オープンする時期とか、あるいは、オープンになる媒体はどのような形でのお知らせを考えていますでしょうか。

○松村福祉総務課長

現状はまだ、売却に向けての土地とか建物とかの状況の確認であったりとか、整理であったりとか、こういったものの作業中でございますので、具体的にいつごろというのをお示しは難しいんですけれども、先ほども申し上げましたように、年度内には業者の決定したいというふうに考えているところでございます。

それから、募集の方法ですけれども、一般的なプロポーザルの方法で公募する場合、広報であったりとか、ホームページであったりとか、こういったところでの募集を考えているところでございます。

○笹井委員

そういうところの執行状況について、私も今までに何回か質問をして、とても痛い目に遭っているわけですけれども、今は6月議会ですから聞きますけれども、今はまだ決まっていないということは、9月議会でお問い合わせをしたら、そうしたら、まだその段階で答えていただいて、その後に公募をされるという、少なくとも9月以降ということなのか、それとも、7月か8月にもう実際にそういう作業に入られるのか、その辺のスケジュールをもうちょっと明確にお答えください。

○松村福祉総務課長

当初予算においても、不動産鑑定の費用等を予算化しております。こういった作業にまだ現状、着手できるような状況に至っておりませんので、先のことですので、間違いないかと言われると何とも言えないんですけども、恐らく、9月議会より前に募集が始まられるというのは難しいのかなというふうに考えております。

○笹井委員

担当課長さんの言葉を信じて、また9月議会で概要についてお尋ねしたいと思います。そして、現在の海浜荘の建物についてはどうなるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

現在の海浜荘の建物でございますが、こちらのほうは昭和37年度に建設された建物で、建設から55年を経過しております。耐震診断は実施しておりませんけれども、建設当時

の耐震基準が見直し前の基準であることや55年経過しているというようなことを考えれば、相当に老朽化等も進んでおり、公共施設等総合管理計画の方針からも、機能移転完了後には撤去の方向で考えているところでございます。

○笹井委員

これは、私の地元が近いので、夢みたいな提案ですけれども、国立の海岸の中に建物が建っておるというのは極めて珍しいというか、もともと国体のために建てた施設でありますけれども、耐震的に、全国的に見ると、割と事例としては少数ですけど、減築をして建物を有効利用するというような例もあるわけです。例えば、倉敷駅舎とかは、上をのけてしまって、下を使うというようなこともありますし、海浜荘も、今は3階建てですけど、そういう形で工事をすれば、耐震性もクリアできるんじゃないかなと思っています。ただ、福祉所管の施設としてあそこを使うのは、これはちょっといろいろな無理もあると思いますけれども、観光とかスポーツみたいなもので海浜の前にあるというのは、私は活用ができるんじゃないかと思っておりますので、福祉に言っても、これはちょっとお答えもできんことでしょうけど、またどこかの場で提案はしていきたいと思います。

最後の項目に参ります。幼稚園についてです。

この4月から、やよい幼稚園1園体制になったということでございますが、ここに通つておられる園児のトータルでは何人なのか、そして、校区別に見ると何人なのか、ちょっと教えてください。

○西村子ども家庭課長

やよい幼稚園の園児数、校区別の園児数についての御質問でございます。

平成30年5月1日現在で29人在籍しております。校区は4校区ございまして、三井小学校校区15人、島田小校区8人、上島田小校区5人、周防小校区1人でございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。一応、その4つの校区のもともと3園あったものが段階的に統合して、今のやよい幼稚園にこの4月からなったということですけど、これ以外の校区外から入園したいというような希望相談というのはないんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

今のところ、そのような希望というのは伺っておりません。

○笹井委員

わかりました。

そして、このたび、三井にあるやよい幼稚園に統合するにおいては、隣接地にある小学校と連携ができるからだというのも理由の一つとして挙げられておったと思いますが、

具体的にこの連携についてはどのようなものが現在あるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

幼稚園と保育園の生活から小学校に上がりまして授業が始まりますと、園児が大変ギヤップを感じると、いわゆる戸惑い・不安・適応難など、いわゆる小一プロブレムという問題が生じております。それを解消するために、委員が言われましたとおり、隣接している強みを生かしまして、現在、相互の施設を利用しながら活用しております。平成29年度、昨年度ですが、三井小学校の教諭が1年間ほど、やよい幼稚園で長期研修をしております。

それと、具体的な交流ですが、まず、小学校1年生と年長児が一緒に遊ぶような交流であったり、昼休みに園庭と校庭を開放しまして相互交流、または、アサガオの種を植えたりとかという交流、給食交流といった交流をしております。

また、今年度ですけれども、「つながる子どもの育ち大会」が県の教育委員会の主催で行われます。これは、県下小学校・幼稚園・保育園関係者が参集するもので、ことしの11月でございますが、三井小学校で公開授業といたしまして、やよい幼稚園、浅江東保育園と三井小学校の子供が交流する、そういった研修会を開催するということになっております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。3月までは、つるみ幼稚園が島田にはありました。これはもう今は統合してなくなつておるわけですけど、結局、やよいとつるみで働いておったスタッフというのはどうなつたんでしょうか。今の統合されたやよい幼稚園に皆おられるのか、それとも、他部局のほうで働かれているのか、あるいは、やめられておるのか、その辺のスタッフの状況はどうだったのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

正職員につきましては、人事異動で園長、年長・年中・年少クラスに各1名でございます。それで、臨時職員、パート職員が3名ほど雇用しております。

また、前につるみ・やよいにおられましたパート職員に関しましては、全員の方に継続というか、公立の保育園・幼稚園で働く意思があるかないかを確認したところ、3名の方が希望されましたので、こちらがやよい幼稚園のほうに来られております。

以上でございます。

○笹井委員

よく答えていただいたんですけど、一応、結局、じゃあ、やめられた方というのは、正職員、パート職員、結局何名おられるんですかね。

○西村子ども家庭課長

5名です。臨時職員で5名でございます。

○笹井委員

わかりました。一応、継続の勤務の意思の確認をされたというふうに理解をいたしました。

最後です。周防にありますさつき幼稚園、もう休園、もう子供がいなくなつて久しくなりますけれども、この土地や建物については今後どうされるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

3月にお示しいたしましたけれども、さつき幼稚園の跡地につきましては、行政目的での活用は今のところ考えておりませんが、県道と隣接した土地でありまして、また、隣接するグラウンド等の一体的な活用の検討がさらに必要であるため、売却・解体は当面行わない方針でございます。

以上でございます。

○笹井委員

とりあえず、今の言葉ですと、何もせずにしばらく塩漬けというふうに私のほうは理解をいたしました。提案だけにしますけど、たまに民間とか企業とかで欲しいという方もおられますので、そういうニーズがあれば、またその段階で検討していただいても結構ですし、あるいは、最近、公共施設の土地・建物については、サウンディング調査というような形で、とりあえず、行政としてはどうするか決めていないけれども、民間の方のアイデアとか希望を聞くというのはやっております。この前、委員会で行きました鹿児島市でも、病院の跡地を先にサウンディング調査で、これは1回、病院としてはなくなった後ですけれども、サウンディング調査で民間の意向を聞きながら計画をつくるということをやっていましたので、活用目的が決まって売れれば市の収入にもなりますし、サウンディング調査であればお金もかかるないので、ぜひ検討していただきたいと思います。

終わりります。

○岸本委員

6つの指定管理施設について御質問したいと思います。

修繕費用、この取扱規定というものが、ちゃんとしたものがあるのかどうかお聞きしたいんですけど、例えば、私、西部憩いの家に見学へ行ってまいりましたら、和室が2部屋あったと思うんですけど、その畳なんかはすごく汚れて傷んでおりました。そういうときの交換というのは、指定管理者が持つものか、それとも、行政が持つものか、そういう修繕費用の分担というのは協定でちゃんとしているのかどうかお聞きいたします。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

まず、東部憩いの家、西部憩いの家についてお答えをさせていただきます。

修繕費用の負担のことについてでございますけれども、1件当たり10万円未満の修繕につきましては指定管理者負担、10万円を超えるものにつきましては市のほうで負担と、基本的にはそのような負担ということで協定を交わしているところでございます。以上でございます。

○岸本委員

もう少し詳しくですね、10万円というのは、1つ1つの合計が10万円なのか、それとも、1つが10万円であれば全て指定管理者が持つのか、そういったところをお聞きします。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

協定では、そこまで詳しくは記述しておりません。1件当たりということではありますので、そういった量をどこまでやるか、どうやれば金額がかかるという当たりにつきましては、その都度、指定管理者と、また協議が必要になってくるのではないかと考えております。

○岸本委員

今まで問題が出たことはございませんか、そういった修繕費をどちらが持つかというようなことで。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

特段、今の指定管理者、この5年ぐらいの記憶の中ではありますけれども、特にこれほどちがいなというような事案が発生したという、記憶はございません。

○岸本委員

指定管理している施設で、今度は利用者がけがした場合とか、そういった場合の処理というのはちゃんと協定が結ばれているんでしょうか。お聞きします。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

申しわけございません。協定の中での細かいところについては、記憶がはっきりしていないんですけども、指定管理者のほうで保険に加入しておられるところと、市の施設ですので、施設に市のほうでかけている保険を、その状況が該当すれば、保険対応できる部分があるかと。

○岸本委員

そうしたら、お風呂場でお年寄りが滑って転んでけがした場合の責任というのは、行政にあるんですか、それとも、指定管理者になるんでしょうか。

…………休憩…………

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長

先ほどの憩いの家の例えなどということで、浴室で利用者の方が足を滑らせて転んだ場合、責任はどこにあるのかという御質問でございますけれども、足が滑って転んだ要因がいろいろさまざまあろうかと、その場合はケース・バイ・ケースであろうかと思います。施設不備により転倒されたということであれば、当然、建物の所有である市の方に責任が及んでくるものであろうと思いますし、利用者の方の不注意による事例であれば、利用者の方の自己責任になってくるかと思います。そうしたことが起きた要因がどういったことが要因なのかということによって、いろいろと責任のあり方が変わってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○岸本委員

ありがとうございました。リスク分担表を作成されていらっしゃるということですので、今度、後日拝見させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○笹井委員

先ほど、さつきの土地と建物の件をお聞きしましたが、もう1つ聞くのを忘れておりました。

そもそも、さつき幼稚園の建物や土地については、今現在、どこの管理になっておるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

所管はどこかということでございますが、3月までは幼稚園として管理しておりましたが、廃園となったもので、今現在は教育委員会でございます。

○笹井委員

わかりました。それであれば、教育委員会のほうにお尋ねすべきだったのかなとも思います。

先ほど、塩漬けという言葉を使いましたが、これについては撤回させていただきます。

○萬谷委員

本年度、保育園の給食の委託について募集をされていたと思うんですが、その背景とか現状とかをお知らせいただければと思います。

○西村子ども家庭課長

光市立保育所の浅江東保育園とみたらい保育園の給食調理等業務委託について、こと

しの10月から民間委託をする予定としております。

選定方法といたしましては、公募型プロポーザル方式でございまして、評価項目といたしましては、経営状況、保育所給食に対する考え方、衛生管理、調理業務の実施体制、教育研修等について評価をしております。

進捗状況でございますが、4月12日に公告をいたしまして、6月5日にプレゼンテーション、ヒアリングを行いまして、3社応募がございました。現在、優先交渉者について検討中でございまして、7月には業者が決定する予定になっております。その後、引き継ぎをして、予定どおり、10月1日から業務委託をする予定でございます。

#### ○萬谷委員

本年度は2園という報告がありましたけれども、最終的には全園でやるという方向性なんでしょうか。

#### ○西村子ども家庭課長

将来的には、全園給食委託という方向性でございます。

#### ○萬谷委員

それでは、今現在、給食業務に携わっている方々というのはどういうふうな扱いになりますか。

#### ○西村子ども家庭課長

その評価項目の中で、業務の円滑な運営というのがございまして、その中で、現在勤務されている臨時職員の方の円滑な業務を引き継ぐため、引き続き雇用をしていただけるところが評価でポイントとして挙がっております。

#### ○萬谷委員

わかりました。確かに、時間はかかるて多分委託していくんでしょうけれども、その辺のお取り組みのほうもよろしくお願ひします。

以上でございます。

#### ○磯部委員

1点だけ確認させていただきます。

先日の新聞などで、介護保険料の改定の県平均なんかも書いてあったんですけども、光市は非常に13市の中でも安い、6町の中でも、それを全部含めても、非常に3番目ぐらいに安くとどめていただいているということは、非常にありがたいことではあります、そこでちょっと気になったことが1点あります、周南市が非常に今回、パーセンテージが下がっているということで、その要因として、いきいき百歳体操の効果が出たのではないかというようなコメントが載っていたんですけども、光も本当に積極的にこのあたりを広めていらっしゃるというふうに私は認識しておりますの

で、今後もこういうことを積極的にお願いしておきたいということで、取り組み状況の内容が若干どう違うのかなというようなことも踏まえて、簡単で結構です。そのあたりを安く抑えていただいているということが非常に評価に値するところではありますが、それ以上に効果を上げているというそういう事業に対して、私、ちょっと確認をしておきたいなと思いました質問いたします。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

周南市はいきいき百歳体操の取り組みによって介護保険料が低下というところで議員さんのほうからお話をありがとうございましたが、周南市では、いきいき百歳体操を平成26年度から実施をされておられまして、このいきいき百歳体操は、国が進めるモデル事業の一つで、光市も取り組んでおります。取り組み状況はほぼ一緒ですが、いかに実施する団体に周知をして、把握をして、実施団体を増やしていくかというところがそれぞれ各市のポイント、工夫をしているところというふうに考えております。

そこで、周南市の取り組みといたしまして確認いたしましたら、平成26年度はふれあい・いきいきサロン、既存している、既にあるサロンに声をかけたところ、今まで月1回程度の開催ということで、週1回の開催を必要ということになりました、負担感が強いということで、なかなかサロンの方がいきいき百歳体操の実施団体になることは難しかったということで、26年度は出前講座等でPRをしていったと。その後、27年、28年度は、周南市で実施している認知症予防教室というのを5回開催しているそうなんですが、その受講者に声をかけながら、実施していない地区へ、実施団体が増えないかというところで声をかけながら、徐々に27年、28年度、広めていき、28年度で大体60カ所ぐらい増えたというふうに聞いております。その後、29年度は60カ所増えたところで、口コミでだんだん徐々に増えて、最終的には、29年度末は84カ所という形で広がっていき、その地域での通いの場ができたことで介護予防につながったのではないかというようなことで、市の担当者の方は言われておられました。

光市も、介護予防に力を入れていくということで、いきいき百歳体操を28年度から実施しております、この通いの場、現在は8団体ありますが、随時、今後も推進をして増やしていくこうというふうに考えております。

以上です。

○磯部委員

高齢者の方も元気で、要介護、そのあたりを支援、そのあたりの認定がとらなくても大丈夫な通いの場、まさにこれが、光市が今、一生懸命取り組んでいるところでもございますので、介護保険料の上昇を抑えるという効果が非常にあるという周南市での実績もありますので、これからも積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○大田委員

今、先行でいきいき体操のことを、周南市、他市のこともいろいろ聞かれたんですが、いきいき体操というのは、光も28年度からいきいき体操をやられたんですが、それ以前はどういうふうにしていきさつがあったのか、それで、なぜいきいき体操をこういうふうに広めていきたいのかという観点をちょっと、原則・原理ですかね、それを教えてほしいんですがね。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

いきいき百歳体操を取り組むに至った経緯という形で御説明をさせていただこうと思います。

いきいき百歳体操は、米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成14年度に高知市が開発した筋力運動の体操です。90歳を超えてからでも体力をつけることができ、住民が主体的に取り組める運動として全国的に取り組む市町村が徐々にふえてきました。国においても、いきいき百歳体操の取り組みが介護予防に大変効果があるということで、平成26年度よりモデル事業を実施されました。本市としても、通いの場の充実であったり、自主グループをどのように展開していくべきかというところで課題として持っていました。

そういう状況の中で、本市よりも先に取り組まれた周南市や下松市から実施状況を確認いたしましたら、徐々に住民主体の通いの場がふえてきており、大変好評だよというような意見も聞きましたので、本市としても、住民運営の通いの場の拡大を図るために、この手法を習得することを目的に、平成28年度よりモデル事業に取り組むことにいたしました。

以上です。

○大田委員

90歳まで体力回復を目的とやっておられるということなんですが、そうしたら、現在、28年度から始められて、現在までは何団体ぐらい、また、何人ぐらいが参加されておるんですかね。そして、また、どのような効果があったのか、ちょっとわかる範囲で教えてほしいんですがね。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

現在の実施グループですけれども、29年度末の実施グループですけれども、8団体実施しておられまして、大体約150人の方が参加をされております。

この体操をすることの効果ということですけれども、この効果を客観的に把握するために体力測定を、体操を始める前といいますか、1回目と3カ月後、1年後に体力測定を実施いたします。

この事業が平成28年度開始のため、1年後の体力測定を実施した人が約十数名と少ないため、今回は、初回と3カ月後の体力測定、平成28年度と29年度に実施した105名の結果で説明をさせていただきます。

体力測定の内容は、筋力を評価する握力測定、バランス能力を評価する開眼片足立ち、

移動能力を評価するタイムアップアンドゴーと歩行能力を評価する5m歩行の4種類で、測定値を5段階評価で判定したところ、それぞれの項目で3割から4割の方が3カ月後にはワンランク上の評価になりました。

また、3カ月後に実施しましたアンケートでは、買い物や階段の昇降が楽になった、歩くときに杖やシルバーカーが要らなくなった、食事がおいしくなった、気持ちが明るくなった、また、体操以外の楽しみが増えてきたなど、多くの方が人との交流や活動量が増えてきたと答えられておられ、日常生活へ何らかの効果を実感されておられました。3カ月間の体操を実施した8団体全てがこのような効果を実感されたことによって、自主的に事業の継続をされているというような現状です。

以上です。

#### ○大田委員

8団体はそういうような事業の経過でやってきたんですが、それは、おたくの課のほうで常に指導に行っておられるんですか、それとも、そこの自主運営に任せられているんですか。

#### ○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

このいきいき百歳体操は、まず、最初の約3カ月間は地域包括支援センターのスタッフが支援しております。まずは、最初の4回ほどは、体操の仕方とか、自分たちで体操ができるようないろいろ助言などをして、4回支援に参ります。それから3カ月後、大体12回目ぐらいにもう1回、体力測定効果判定をするために支援に行き、今後の方向性の確認をさせていただき、実施をしたいという自主運営の希望があった場合は、その後は自主運営をしていただくという形になり、その後の地域包括支援センターの支援としては、1年後の体力測定ということになっております。

以上です。

#### ○大田委員

そういうふうに実施されていて、今後の活動団体を、将来、何団体ぐらいを目標にやるとかいう設定を立てておられると思うんですが、そこの設定はどのように立て、実働グループの目標をどのように設定されているのかお聞きしたいと思うんですが。

#### ○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

いきいき体操の指導グループの目標設定ですけれども、第7期の介護保険事業計画のほうにも記載しておりますが、今年度は10グループを新たにふやして18グループ、平成32年度には42グループが実施団体、実施できるように目標を設定しております。

#### ○大田委員

そのように実施できて、いきいき百歳体操をやって、体力の回復、老人はいつまでも元気、健康年齢を保たれるよう、今後の御指導をお願いいたします。

次に移ります。

今年度からの新規事業で、歯の歯周病チェック事業について始まったと思うんですが、いつからどのようにして実施されていくのかをお願いいたします。

#### ○柏木健康増進課長

歯周病チェック事業は、歯周病検診の受診を促すとともに、歯周病予防を推進するため、6月から翌2月末に実施するふしめ歯周病検診にあわせて、光市歯科医師会とタイアップしてふしめ歯周病検診受診者を対象に行います。

歯科医療機関において、ふしめ歯周病検診受診時に、光市オリジナル健康手帳に「一番深い歯周ポケット数値」を記録し、自分の歯茎の健康状態を知ってもらいます。そして、セルフケア用品とリーフレットを配布し、定期的な歯科受診と自宅でのセルフケアを促します。

本事業の周知としましては、対象者であります40、50、60、70歳の方に対し、5月末の検診受診券送付とあわせてPRチラシを同封しています。

#### ○大田委員

今、6月から翌年の2月までの期間が節目年齢の方に対して、ふしめ歯周病検診の歯科診療機関ですかね、あれから受けた際にあわせて、歯周病チェックの事業としての歯科医師会とタイアップされてから実施するというものは言われたんですが、それはわかるのはわかったんですが、この事業で期待される効果というのはどのようなものがあるか教えてください。

#### ○柏木健康増進課長

歯周病は、御存じのとおり、歯喪失の大きな原因であるとともに、全身の健康状態に影響を及ぼし、脳血管疾患や心臓疾患、糖尿病も悪化させます。歯周病も早期発見・早期治療が大切ですが、ふしめ歯周病検診の受診率は低い状況でありますことから、ふしめ歯周病検診時にあわせて行うことで、歯周病チェック事業が受診行動への動機づけになり、受診率向上につながると考えております。

また、ふしめ歯周病検診受診をきっかけにして自分の歯の状態を知ることで、歯の健康の大切さに気づき、かかりつけ歯科医において定期的にプロフェッショナルケアを受け、市民自身が自宅でのセルフケアを実践し、健康管理を習慣化することを目指しております。

#### ○大田委員

検診なんかの習慣化を目指しておられるということですが、このたび、6月7日じゃったですかね、よい歯のコンクールですか。あれは歯周病検診を受けることと関係があるんですか、ないんですか。

#### ○柏木健康増進課長

光市よい歯のコンクール、今年は6月7日に開催しましたが、これは、生涯を通して歯科保健に対する意識を高め、歯の衛生に関する正しい知識の普及啓発を図るために、光市、光市教育委員会、光市歯科医師会、三者の主催により実施しております。このように、ともに生涯を通じた歯の健康づくりを目指しております。

○大田委員

歯周病があったら、よい歯ができないというようなのはわかったんですが、今度は、定期的な検診をしてもらうために、歯周病予防の啓発行動なんかはどのようにして行っていかれるのでしょうか。

○柏木健康増進課長

一般市民の方への周知方法のお尋ねですが、5月25日号の広報と同時に配布しました「光市けんしんガイド」や市広報「あなたの健康プラスアップ」への記事掲載、ホームページやメールマガジン等を活用し、広く市民に歯周病予防についての情報を周知しております。

また、歯科衛生士等が市民から要望があった際に行う出前健康講座など、あらゆる機会を活用し、歯周病予防について啓発してまいります。

以上です。

○大田委員

よい歯にするためには、歯周病もしっかり検診して、予防してもらうように啓発、また、検診をしてもらうように進めていってください。

終わります。

・・・・・休憩・・・・・

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第44号 平成30年度光市一般会計補正予算（第1号） [所管分]

説明：植本環境政策課長～別紙

質疑：なし

討論：なし

採決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

## 質 疑

### ○大田委員

以前にも質問させてもらったんですが、潤田ポンプ場について、28年度じゃったですかね、ポンプを2基、据えかえたと思うんですよ、故障したから。そのときに、交換前は、大雨が発生したときには必死になって対応されたとお聞きしておるんですが、その後、交換後はそのような事態は発生していないじやろうか、どうじやろうかというのと、ポンプ交換前と比べて運転状況は改善されたのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

### ○山本下水道技術担当課長兼工務係長

潤田ポンプ場についてのお尋ねをいただきました。

潤田ポンプ場は、平成20年ごろからポンプの排水能力の低下が原因と考えられる異常高水位が頻発するようになっております。ポンプ本体のオーバーホール等を行いましたが、改善が見られなかったことから、平成28年度にポンプ本体2基の交換を実施しております。交換後、約1年6カ月が経過しておりますが、この間、異常高水位等のトラブルは発生しておりません。

また、排水に要するポンプの稼働時間は、ポンプ交換直後から現在まで変化が見られないことから、安定した運転が続いております。このことから、運転状況は改善したものと判断しております。

以上でございます。

### ○大田委員

あれから大雨が降ってオーバーフローしたというのを聞いていないから、異常なく運転されたと思うんですが、オーバーフロー対策というのは何かしておられますか。

### ○山本下水道技術担当課長兼工務係長

先ほど申しましたオーバーホールですが、これは、ポンプを一度、マンホールポンプというところから、マンホールの躯体から引き上げまして、分解組み立てをして、調整を行うものでございます。

以上でございます。

### ○大田委員

わかりました。あそこ、光市には、潤田ポンプ場が置いてあるんですが、ほかにも何カ所かあると思うんですよ。それは何カ所ぐらいあるのか、また、ほかのところも異常や不具合とかいうのは発生されたのかどうかをお聞きます。

### ○山本下水道技術担当課長兼工務係長

市内のポンプ場施設は8カ所ございます。このうち、潤田ポンプ場と同様に、非常用

発電設備を備える規模のポンプ場は、光井と室積、2カ所の汚水中継ポンプ場がございます。

光井中継ポンプ場につきましては、平成7年度に整備され、約22年が経過しております。これまでポンプ排水の支障となる異物を除去するための除塵設備などの修繕は行っておりますが、ポンプ本体は安定した稼働が続いているような状況でございます。

また、室積汚水中継ポンプ場は、平成14年度に整備され、約15年が経過しておりますが、軽微な修繕、装置の不具合はあるものの、ポンプ本体は問題なく稼働している状況でございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

光井も室積も何の支障もなく経過しているというんですが、22年やら15年以上たっているポンプ場に対しては、老朽化への対策というのは何か考えておられるんですか。

#### ○山本下水道技術担当課長兼工務係長

光井と室積の汚水中継ポンプ場の老朽化対策でございますが、これについては、本年度に策定予定の下水道ストックマネジメント計画において、ポンプ場施設の老朽化対策等の方針を策定し、平成31年度にポンプ場改築の実施設計、平成32年度からは改築更新工事に着手したいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

それは両ポンプ場ともですか。

#### ○山本下水道技術担当課長兼工務係長

その予定でございます。

#### ○大田委員

了解しました。それで、ポンプ場は改築を31年、32年から工事を進めるというあれでしたが、汚水の老朽管、やっぱり今は発生していると思うんですよ。老朽管対策に対してはどのようにやるんですか。

#### ○山本下水道技術担当課長兼工務係長

下水の管路につきましては、平成27年度に策定した公共下水道長寿命化計画に基づき、改築更新工事を進めているところでございます。引き続き工事を進めていきますが、事業期間であります平成33年度まで計画的に事業を進めていきたいと考えております。その後は、管路の経過年数等を勘案しながら、適切な時期にストックマネジメント計画を変更し、さらなる管路の老朽化対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

33年度までがストックマネジメント計画か、あれでやっていくと、今、そういう答弁だったんですが、それは約%ぐらいまでが達成される見込みなんでしょうか、老朽管対策に対して。

○山本下水道技術担当課長兼工務係長

先ほど、33年度までと申し上げましたが、これは現長寿命化計画の事業期間でございます。

管路の達成状況でございますが、長寿命化計画に対する管路の達成状況でお答えさせていただきたいと思うんですが、平成29年度末で、およそ3割程度でございます。本長寿命化計画の対象管路は約1.5km、それに対して改築更新が終わっているものは約0.5kmというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。順次、老朽管対策を行ってもらいたいと思います。  
終わります。

○岸本委員

午前中の水道局で、私、大阪北部地震について御質問しましたんですけど、そこで水道管とかが破裂した映像が流れました。下水管というのは、地震で分断されるというようなことは起こるんでしょうか。どうでしょうか。

○山本下水道技術担当課長兼工務係長

下水道管につきましては、地震で分断されるかという御質問でございますが、全くされないとは言えませんが、下水道管につきましては、ソケットと呼ばれるもので接合しておりますので、ある程度の震動に対することは対応というか、順応していくのではないかと思っております。

以上でございます。

○岸本委員

もしジョイント部分が外れたら、それはわかるものですか。すぐ探知できるものかどうかお聞きします。

○山本下水道技術担当課長兼工務係長

下水管のソケットが外れた場合でございますが、外れる程度にもよりますが、直接は見えませんが、周辺のマンホールから汚水があふれたり、下流への排水の異常が確認できた時点でないとわからないとは思っております。

以上でございます。

○岸本委員

終わります。

○笹井委員

下水を最終的に処理しております下松市の流域下水道浄化センターの中に随分盛り土があつたり、何か中で重機が動いているようなものが見受けられるんですけど、これは何をやっているのでしょうか。

○森重環境部次長兼下水道課長

お尋ねの工事でございますが、これは県の工事になりますが、県道光柳井線の改良工事の一環としまして、護岸ブロック、これを作製するための資材や土砂等の仮置き場として県が使用していると聞いております。

以上でございます。

○笹井委員

理解しました。

終わります。

・・・・・休憩・・・・・

## 5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第54号 市道路線の廃止について

説明：橋本監理課長～別紙

質疑

○大田委員

ちょっとお聞きします。2番の下大塚線でこれ廃止になっているんですよね。70ページ。今説明では、終点、起点の変更に伴い廃止、一旦廃止するというふうに書いてあるんですが。

○委員長

この議案の廃止の部分に関してですので、その辺が色が濃ければお願ひします。

○大田委員

これは、一旦廃止して、起点、終点等が変更になって、それはまた市道に復活するん

でしょうか。

○橋本監理課長

一旦終点の変更で現在、認定しております路線の延長がちょっと短くなるということで、短くなった部分等の認定は、この次に、議案として出させていただいております。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

②議案第55号 市道路線の認定について

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①平成30年度の山口県関係事業について（報告）

○大田委員

19番の光日積線で、三輪草場地区の単独県工事でこのたび行われるようになっているんですが、そこで、以前は、光日積線の下にトンネルがあって、学童たちがその光日積線を横断するのに、安全にトンネルを通って通学なんかしていたんですが、このたびは、そのトンネルがなくなって、道路上で交差して横断せなくてはいけなくなってきたんです。だから、私もいろいろお願いをしていたんですが、そこに信号をつけてもらうという申請はできないんでしょうか。

○酒向道路河川課長

信号の要望ですけども、信号という規制がかかるものにつきましては、規制課の判断等あります関係で、県には要望してまいります。しかしながら、今時点で設置されるということは聞いていない状況でございます。

○大田委員

いや、だから、強く要請してもらって、市民の安全安心のために信号をつけて、より

安全で信号で横断をしてもらいたいと、私は思って申請のお願いをしたんですが、それが、今現在ではできないというんですが、もしつくるとしても、工事が終わってからやるんだったら金額も張ると思うんです。工事期間だったら、それに合わせてやつたら金額も少し少なくとも済むんです。だから、強くお願ひしてもらいたいと思うんですが、できないでしょうか。

○酒向道路河川課長

要望につきましては、引き続き県に要望してまいりたいと考えております。  
以上です。

○大田委員

ぜひとも手押し式信号でもいいですから信号をつけて、学童、また一般の人が横断するのに、安全に横断できるように強く要望してもらいたいと思います。終わります。

○笹井委員

では、ちょっと大小取りまとめて8項目ぐらいありますが、お尋ねしたいと思います。まず、スポーツ公園の所管は、こちらは建設部だと思いますが、このあじさい苑が、雑誌じゃらんでしたか、取り上げられたかと思いますが、これについての反響などがありましたらお聞かせください。

○松並都市政策課長

雑誌に取り上げていただきました。量的なデータは持ち合わせはないんですけども、電話の問い合わせをたくさんいただいております。特に、花の咲きぐあいですか、現地までの道案内といった照会が例年に比べてとても多いという印象を受けております。

以上でございます。

○笹井委員

冠山総合公園の場合は、指定管理団体がホームページなどを持っています、花の咲きぐあいなどは確認できだし、国道からも花の咲きぐあいは確認できるように、看板がなっておるんですけど、特にあじさい苑については、そのような対応というのは、今されていますでしょうか。

○松並都市政策課長

市のホームページ、私どもの都市政策課のページにはなるんですけども、随時あじさい苑のあじさいの情報をアップしております。参考までに、一昨日、満開になりましたという記事をアップしたところでございます。

以上でございます。

## ○笹井委員

すみません。それは、私の確認不足でした。

こういう風光明媚なところを記事に取り上げられるというのは、なかなか、いろいろ地元で売り込んでも載せてもらえないことが多い中、今回のはもう売り込んだのかどうか、ちょっとそこが私も把握していませんが、こういう大手雑誌が取り上げていただきましたんで、これを契機として、ぜひいい集客なり、あるいは公園の利用なりの流れにつなげていただければと思います。

次の項目になります。

瀬戸風線については、本会議でもお尋ねしたところでございますが、そのときの回答はおおむね10年度程度で開通ということでございました。私自身は前向きな回答だとは思っておるんですが、ちょっと市民の方から間接的にお尋ねなどもありまして、昨年度の回答でもおおむね10年で開通という答弁があったのであるから、順調に工事が進められれば、おおむね9年程度で開通になるべきではないかと、事業等はきちんと進めているのかというちょっとお尋ねがありましたので、この件について、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

## ○酒向道路河川課長

瀬戸風線の開通時期についてのお尋ねをいただきました。

委員御承知のとおり、瀬戸風線は、現在山口県の県道事業といたしまして、山口県により事業が進められているところでございます。このため、山口県からは、おおむね10年程度と聞いておりますことから、このように答弁をさせていただきました。

また、平成29年度から工事には着手しておりますことから、計画どおり進んでいるものと思われます。

以上です。

## ○笹井委員

確かに県がおおむね10年という認識しているのに、こっちで数字をいじるわけにもいかんと思いますので、ですけど、一応計画どおり進んでおるというふうに理解をいたしました。

次、また道路ですか、新しい光総合病院も順調に工事が進んでおりますが、この道路については、少なくとも現状のままで、今工事はありません。都市計画図を見ますと、木園の交差点、今、大型踏切とかやっている、突き当たりのとこです。そこから、都市計画道路上は広げて、新病院の前にちょっと左カーブですりつくような絵はあるんですが、これは、このとおりやっていくのでしょうか。

そして、都市計画マスタープランを数年前に作成したときに、丸山から光ヶ丘を結ぶ道路についても格上げになったというふうなのは、これは私も質問していますし、資料の中でも見ておるとこですけど、この道路計画というのは、どのようになっておるんでしょうか。

## ○酒向道路河川課長

木園交差点から新病院までの道路につきましては、現時点では、当該区間におきまして事業計画を持ち合わせておりません。しかしながら、事業の実施時期について、府内の関係部署と検討してまいりたいと考えております。

続きまして、丸山方面からの道路計画につきましては、同じく、現時点で当該地区の事業計画はお持ちはしておりません。

都市計画マスタープランでお示している方向性を踏まえ、府内の関係部署と検討していきたいと考えております。

以上でございます。

## ○笹井委員

将来的な計画はあるから、今の木園交差点の件も、丸山からの道路も何しからの計画にはのっておるとは思うんですが、事業計画は両方ないと。これ、市の中で、どうなんですか。どっちを先にやるとか、優先順位的には、これ今の2方向からの接続方向について、こっちのほうが優先順位が高い低いというのがありますか。

## ○酒向道路河川課長

その辺も含めまして、府内関係部署と協議してまいりたいと考えております。

## ○笹井委員

ちょっと一般質問で、他の交差点の都市計画との整合性なんかもお尋ねしたとこですけど、基本的にやっぱり都市計画の線がかかっておるところは、用地の、民地の建築制限もかかるんで、だから、そういうとこは、かかっておるとこは、一応優先的にやってもらうべきだと思いますし、その段階でも事業計画はないんであれば、私は都市計画を見直すべきじゃないかという考え方を持っております。

光市内、都市計画を見直すとこは、過去にきちんとそういう検討もやって、ここは進まないんだという地区も指摘されてはおるところですが、ちょっともう一回確認ですけど、この木園交差点から新しい光総合病院のとこに行く都市計画については、都市計画で見直ししたときに、事業をこれも進めないよという地区には選定されてないわけですね。

## ○松並都市政策課長

都市計画道路の見直しということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

平成26年に長期未着手都市計画道路の見直し方針を策定をいたしました。その中で、30年以上事業化していない都市計画道路について検証したところでございます。

お尋ねの川園線の木園交差点から新病院の建設地までの区間につきましては、必要という整理をいたしまして、見直しの対象とはしておりません。

以上でございます。

## ○笹井委員

わかりました。そういう検討会が行われて、必要ということで見直しの対象になつていないと、病院もできておると。市民の人からすると、病院があともうちょっとしたらできるときに、じゃあどういうふうに道路で行くのかということで、大型踏切なんかは、もう事業ベースはのっていますけれども、その後、どういうふうなルートが素早く病院に行けるのかというのは大変興味があるとこですので、やはり、そこは、すぐの着手はお金的には難しいにしても、優先順次を設けて、こっち側から工事をしますよというのは、私は方向性を出す必要があるんじゃないかと考えております。これは、提言にさせていただきます。

ちょっと次の場所に移ります。今度、室積に行きますが、毎年毎年聞いて申しわけありませんけども、江の浦道路は、交差点協議中で、ちょっと協議が済んでいないという回答を去年もいただいておったと思いますが、現時点の進捗状況はいかがでしょうか。

## ○酒向道路河川課長

江の浦地区道路の進捗状況についてのお尋ねをいただきました。委員御承知のとおり、国道、県道、市道が接する交差点となっておりますことから、現在、国土交通省山口河川国道事務所と引き続き協議を行っている状況でございます。

## ○笹井委員

協議という回答が、少なくとも2年ぐらいずっと同じ回答をいただいている間で、これは、とりあえず直近はどこと協議しているのですか。今、2組織ありましたけれども、今どこで結局ボールがとまっているんかというのが、協議中であれば、どっかに協議のボールがあるわけなんんですけど、どこと協議しているんでしょうか。

## ○酒向道路河川課長

現在の協議でございますが、国土交通省の山口河川国道事務所と協議を行っております。

## ○笹井委員

わかりました。過去には、平成30年ぐらいには着手したいというような回答も一旦あったように思うんですけども、ただ、今年の予算にものっていませんし、今も協議中ということですから、すぐの着手はないなど、今協議中なんだろうなと思いますが、これについては、もう建物補償が済んで、もう道路の用地は確保できていると。ただし、道路は通れないし、通れないようにわざわざ柵もしてあるということです。地域としては、大変ちょっともどかしい思いを持っている方もおられますので、やっぱり今後の見込みというのをどっかで示していただきたいと思います。

あわせて、また毎度の質問でお尋ねしますけど、これも、国道から途中の中道までは用地買収済んでいますが、その先から、海に抜け先線については、これは、事業は実

施するのでしょうか、しないのでしょうか、状況に変化はありますでしょうか。

○酒向道路河川課長

先線につきましては、現在、国道から1本入ったところの市道江の浦線までの事業を優先的に進めたいと考えておりますことから、他部署との調整を図りながら検討している段階でございます。

○笹井委員

順序的には国道からだし、そっちが優先というのは、比較としてはわかるんですけど、ただ、優先しているほうがまだ進んでいないんで、ちょっとまた今後進捗状況はお尋ねしていきたいと思います。

次です。また、江ノ浦地区ですが、江ノ浦地区は、室積漁港のところに、もともと漁港に隣接した道路があります。漁協を数年前に建てかえたときに、漁協の建物自体が前に出ましたので、漁協が今建っておった部分が道路になって、もう海側を、南町北町から、宮町、向町、江ノ浦、栽培漁業センターまで1本の道路で、ほぼ真っすぐ行けるようになっておるんですが、これ調べますと、漁協のところから、今の江ノ浦公園のここまで、これ市道になっていないということでございます。なぜここ市道になっていないんでしょうか。

○橋本監理課長

江ノ浦地区の漁港の隣接道路、委員仰せの八幡漁港の隣接道路のことだと思いますが、漁港の利用者のために、漁港施設として農林水産課が整備した漁港施設道路となっており、行政財産として取り扱っていることを確認しております。

○笹井委員

管理者が、だから農林水産課、少なくともこちらの課ではないと。市道ではないということだと、そういうことだと思うんですけど、ただ、一般に普通の地域の方とか、あるいは観光の方、うしま丸に、駐車場にとめる方、皆、あの道路を、北側とか南側から入ってきますので、ここは、やっぱり市道として管理すべきじゃないかと私は考えます。市道でない、漁港道路であれば、道路交通法とか建築基準法とか、こういったものは適用されるんでしょうか。

○橋本監理課長

市道でないので道路法は適用しませんが、道路交通法については、一概に言えないこともあります。所管も違いますことから、私のほうからはちょっとお答えができません。

○松並都市政策課長

建築基準法の取り扱いについてお答えをさせいただきます。

一般に都市計画区域内におきましては、建築物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接していなければならぬという、いわゆる接道義務というものがございます。

市道、つまり道路法の道路でありましたら、基本的に建築基準法上の道路となりますけれども、道路法上の道路でない道路につきまして、必要に応じ、特定行政庁である県が建築基準法上の道路になるかどうかの判断をすることとなっているところでございます。

以上でございます。

#### ○ 笹井委員

見た感じは、私はもう本当普通の市道と付度ない、もともと南町から北町の道路は市道です。それをまっすぐ行けば、そのまま江ノ浦まで抜ける道路ですので、普通の市民の人は、当然普通の市道だろうと思って待っている。そういう認識がある道路だし、実際、往来もそうなっておるわけです。その隣接地には、建物も、新築をされていますし、今の話を聞くと、普通の建築基準法よりも、もうちょっと手続が必要になるというふうに理解をいたしました。

本当にこここの道路、市道に認定して、きちんと市道として管理すべきじゃないかと思うんですが、認定できないんですか、なぜしないんですか。

#### ○ 橋本監理課長

八幡漁港沿いに走っている道路は、漁港利用者のための施設ですが、委員仰せのように、一般の方も通行している生活道路としての機能もございます。ただ、施設の目的は、漁業者の就業のための施設であり、この道路を市道に認定した場合に、漁業者の利用に道路交通法の規制がかかり、漁業の就業に支障を来すこともありますので、現状の漁港道路として管理が適切ではないかと考えております。

#### ○ 笹井委員

私したら、なかなかまだ納得ができないな。確かに、漁港の競り場とか、物揚げ場に行く、昔通つちょっと、外に出た道路についてはおっしゃるとおりだと思います。ここは漁業者優先の漁港施設だと思いますが、私が今指摘しておる部分については、基本的に、今の市道ネットワークから見ても、どう見ても、普通の利用があるとこですし、そこには、別に桟橋や物揚げ場はあるわけではないと、市の物揚げは、今回広げてつくっているわけですから。

これちょっと、なかなか建設所管だけじゃなくて、水産業所管ともちょっと話をしてみないと、前に進まないなと思っていますが、やっぱり普通に車が通るところは、私は市道として管理すべきであろうというふうには指摘をさせていただきます。

また、ちょっと違う場所にいきますが、一般質問で今回道路の愛称についてお尋ねをしたところですが、そのとき部長さんの答弁で、市内の道路で愛称を募集したところもあるんだよというような一節があったかと思いますが、市内道路で愛称を募集した道路というのはどこになるんでしょうか。

○橋本監理課長

当時、島田と光井を結ぶ幹線道路として、愛称を募集しております島田市の新町交差点から消防署交差点までを募集して決めております。

○笹井委員

そこまで言っていただければ、愛称もちょっとお願ひいたします。

○橋本監理課長

さんさん・ロードと愛称がついております。

○笹井委員

さんさん・ロードについて、それは定着しているのかどうかという質問もちょっと何か、これはちょっとなかなか答えにくい質問だから、一応私としては疑問だけ投げかけておきますが、一般質問の部長さんの回答の中に、全線開通時は、また愛称についても検討はしたいという回答があったと思います。こういった名前とか、そういう、あるいはよくある、キャラクターとかロゴマークとか、こういったものの選定については、私は選考委員会をつくって審議する、結果もそうかもしれませんけれども、やっぱり市民の皆様の意見とかイメージがスムーズにあらわれるよう、本当、シール投票みたいのをしたらいいんじゃないかと思います。ちょうど建設部は、この前、景観についてのシール投票をやって、私も見ましたし、何点から張らさせていただきましたけれども、大変市民の意見がストレートに出まして、それに反映されて、景観10選、12選になったんですか選ばれて、これは大変すばらしい流れだと思います。こういうことも、瀬戸風全線開通時にまた、まだ期間がありますんで考えていただきたいと思います。これは要望にいたします。

住宅のほうにまいりますが、大和の岩田駅前市営住宅、県営住宅の、これ市営は市、県営は県が工事するのかなと思っておるんですが、この進捗状況について教えてください。

○沖本建築住宅課長

岩田の駅前の市営住宅、県営住宅の建設の進捗状況についてでございます。

現在、市営住宅、県営住宅、こちらを取りまとめて県のほうで実施設計を行っております。平成30年度末には、住宅の建築工事に必要な設計図等が完成する予定となっております。また、工事につきましては、平成31年度、32年度の2カ年を予定しており、平成33年度の供用開始を目指しております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。県でまとめて設計されちよるんです。ちょっとそれは、私も勉強不足

でした。

ただ、33年には、市営住宅と県営住宅ができるということですが、これは、私も、前の一般質問でお尋ねしましたけど、県営住宅については、基本的には、駐車場料金をとっているんだと。ところが、光の市営住宅については、そもそもとの規定も何もないということでございます。そうすると、市営住宅と県営住宅が並んでできること、県営住宅はとて、市営住宅は無料になるのか、それとも、それに合わせて市営住宅のほうもきちんと今から法整備として、利用料金をとれるようにするとか、どちらかだと思うんですが、これについては、どのように取り組まれますか。

#### ○沖本建築住宅課長

委員仰せのとおり、県営住宅、市営住宅とともに、そちらに建てられる駐車場料金の考え方については、県は有料、市は無料ということで相違がございます。その辺につきましては、現在も県と協議を重ねているところでございまして、今のところ、決定しているものはございません。ただ、住宅が供用開始となる前のなるべく早い段階で、管理運営方法も含めまして決定してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○笹井委員

私の主張は、前回の一般質問で言いましたとおり、市営住宅でもきちんと区画線のあるような、きちんとした駐車場は、それなりの料金をとって管理すべきだというのが、私の主張です。いろんな意見もあるでしょうから、そういう意見もあわせて聞いて、とにかく、一応33年にはできることができが決まっていますから、それまでに方針を出していただければと思います。

次、ゆめ花博にまいります。これ建設部の所管と聞いていますので、こちらのほうにお尋ねしますが、ゆめ花博実行委員会の活動内容は、実行委員会を開かれているということですけど、どんな活動をされていますでしょうか。光市として、ゆめ花博関連で何を行うのかについてあわせてお答えください。

#### ○松並都市政策課長

山口ゆめ花博の光市実行委員会についてお答えを申し上げます。

10月21日に決定をいたしました光市デーの取り組みにつきましては、いわゆる実行委員会形式で実施することとしておりまして、光市実行委員会がこの実施主体として事業を行うものでございます。これまでに2回の会議を開催をいたしました。

光市として何を行うということにつきましては、せんだっての広報ひかりやホームページを通じてお知らせをさせていただいております。ステージイベントとして、光太鼓保存会による演奏、それから、なりきり伊藤博文公仮装コンテスト、さらに、公募団体によるステージパフォーマンスなどを実施することしております。

また、ブース出展イベントといたしましては、岩手県陸前高田市の高田松原再生支援の取り組みの紹介や、ニジガハマギクのPR、さらには、公募団体によるブース出展

などを予定しているところでございます。  
以上でございます。

○笹井委員

募集については、市の広報にも出ていて、私も読ませていただきました。大体この締め切りが今月末までだったと思って、月末が近づいていますが、この市民の参加の募集状況について、どうような状況でしょうか。

○松並都市政策課長

来週の金曜日を締め切りに募集をしております。募集の状況につきましては、具体的な数をお答えをするのは差し控えさせていただきたいと存じますが、まだ余裕がございます。

以上でございます。

○笹井委員

今、進捗途中ですから、いい光市デーになることを期待しております。

光市デーはきらら浜でやるわけですけれども、光市内でやらないのか、教育委員会のほうは、いくつかいろいろソフト的なものは考えておるようですが、建設部としては、冠山総合公園などをサテライト会場に位置づけられている施設も所管しているわけですが、こういった場所で、ゆめ花博関連のイベントは実施されないのでしょうか。

○松並都市政策課長

ゆめ花博の連携会場の一つである冠山総合公園におきましては、連携イベントに位置づけをされました梅まつり、ぼたん祭、ばら祭、しょうぶ祭が終了したところでございます。独自のイベントの予定はございませんが、のぼり旗を立てたり、ポスターを掲示したり、あるいは前売入場券も公園事務所で販売しております。そうしたことでのPRは、引き続き行ってまいるところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

これについても、従前から本会議で質問をしていました、なかなか連携会場としてのスタンプラリーとかPR程度にとどまつておるということでございました。私としては、何かせっかくこういうイベントがあるのにしないで、イベントが少ないので寂しいなという思いを持っております。

最後、光駅前の整備の関係について、アンケートを実施されています。ホームページにも載っていましたので、私も見たんですけども、このアンケートの経過というのは、大体どのような動向が出ていますでしょうか。

○松並都市政策課長

昨年度、光駅周辺地区の基本整備構想策定過程でのアンケート調査を2つ実施をいたしました。無作為抽出した市民2,000人を対象にしたアンケート調査と光駅前で、駅の利用者を対象にしたアンケート調査、2つのアンケート調査を実施したところでございます。

まず、市民アンケート調査からは、光駅周辺地区に望む将来の姿につきまして、お店や施設、交通面も含めまして、利便性を重視する声でありましたり、虹ヶ浜海岸との調和を意識したやすらぎなどを求める声が多くなっているところでございます。

また、駅利用者のアンケート調査からは、光駅周辺での重点的な改善を要するものといったようなことで、利便施設でありましたり、送迎用の自動車の停車スペースでありましたし、南北地区をつなぐ橋、あるいは町の玄関口としての個性、魅力といったものが挙げられたところでございます。

2つのアンケート調査を実施いたしまして、これらからは、駅の利便性の向上や交通結節機能の充実に向けた環境整備が求められておりますとともに、豊かな自然環境に囲まれた特徴を生かしつつ、商業や交通機能などの生活利便性を向上させて、にぎわいを生み出すことといったようなことが求められているというふうにまとめているところでございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。市でも、企画課が毎年毎年定例的なアンケートを行っておりますが、こういう個別のアンケートというのは、もうその時点の懸案とか課題とかがよく浮き彫りになると思っていますので、私もちよつと勉強しながら、また、意見、提言に役立てていきたいと思います。

終わりります。

#### ○岸本委員

先日、大阪のほうで地震がありまして、ブロック塀が崩壊して、9歳の女の子が亡くなったわけでございますけど、ブロック塀を建設する場合、市とかどっかに申請許可という制度があるんでしょうか、ないんでしょうか、お聞きします。

#### ○松並都市政策課長

コンクリートブロック塀につきましては、建築基準法施行令の中で、その高さや厚さなどの構造的な基準が定められておりますが、いわゆる建築確認を受けなければならぬ工作物ではございません。

以上でございます。

#### ○岸本委員

もし、市内見回られて、違法なブロック塀があった場合、注意とか指導とかというのはされますんでしょうか。

○松並都市政策課長

個人所有の工作物の構造等につきまして、行政として、あるいは県と市の役割というものもございますので、どういった対応になるとかというのは、少し検討が必要かと思っております。

以上でございます。

○岸本委員

終わります。

○大田委員

以前も質問させていただいたんですが、道路の路側帯の草が生えている状況で、草刈りをお願いしたときに、要望があつたら草刈りはさせてもらいますという返答があつたように覚えておるんですが、その後、大和地区でスポーツ公園から東荷に抜ける道は、今現在草刈りが進行中でございました。それで、通学路で草が路側線よりも大分はみ出して、道路の中央側を歩かなくちゃいけないという道路、通学路があるんで、そういうところは、お願いすれば、草刈りをしていただけるんでしょうか、どうでしょうか。

○酒向道路河川課長

草刈りの件でございますけども、大和地区の市道等の草刈りにつきましては、各地元自治会にお願いしているところでございます。

その他、交通量の多い市道でありますとか、危険性のあるとこにつきましては、市が管理しているところでございます。

○大田委員

地元自治会にお願いしておると、今そういう答弁だったんですが、地元自治会にどういうお願いをされているんでしょうか。

○酒向道路河川課長

文書によりお願いはしております、自治会へ委託しております。

○大田委員

今、文書によるお願いをしておると。それは、毎年ですか、それとも、1回お願いして、その1回はいつごろのお願いをされたんでしょうか。

○橋本監理課長

毎年依頼を、4月当初に自治会長の方にお願いしております。

○大田委員

そこの自治会で毎年お願いしておると、文書によるお願いをしておると。それで、今現在、具体例をいうと、岩田、山陽線のところへトンネルのところ信号があります。それから、美原のほうへ向かっていく道路、通学路があるんです。通学路があって、そこは、路側線よりはみ出して、小学校の登校時、下校時には、路側線よりも道路の中央側に沿って歩かなくちゃいけないような感じで非常に危ないんです。そのところなんかは、自治会にお願いしとるからという一言で済むんですが、実際に、通行で危ないところをお願いしている、そうなると、その自治会がやるまで交通事故に遭ってもいいよという感じで市のほうは感じておられるんだろうと、私は感じざるを得ないわけです。そこを草刈りはできないんでしょうか。

○酒向道路河川課長

草刈りにつきましては、市内、市道350km以上ございますことから、全てを草刈りをすることは難しい状況でございます。

○大田委員

だから、そこは草が生えているから、登校時、下校時に危ないですからお願いをしているんです。全体の草刈りをせえと言うちよるんじゃなくて、その路線について、今現在危ないからお願いをしているんです。それを、自治会にお願いしておるから、文書でお願いしているから、自治会にお願いしていないところは、全て刈っていくんですか。そうじやないでしょう。それは、順次刈っていくんで、実際に危ないところからやってもらうのが、応えてもらうのが行政と思うんですが、違うんですか。

○酒向道路河川課長

緊急性や危険度を判断しながら、草刈りをやっている箇所がございます。委員仰せの箇所につきまして、また再度調査させていただけたらと思います。

○大田委員

今調査させていただけたって、私は随分前からお願いしているから、調査もいっておるはずなんですが、してないんですか。

○酒向道路河川課長

調査には参っております。

○大田委員

そこで危険性を感じておられないわけですか。

○酒向道路河川課長

今時点で、まだ早急にという判断までには至っておりません。

○大田委員

どういう状況に感じたら危険だと判断されるんですか、具体的にお答えください。

○酒向道路河川課長

危険というのはなかなか難しいところでございます。いろんな場合が考えられますので、その都度検討させていただけたらと思います。

・・・・・休憩・・・・・

○大田委員

いくら自治会が文書によって草刈りをすると言われても、やっぱり小学校の子供たちが登下校する場合に、路側線よりも中の中央寄りに出るということは、非常に私は危険だと思うんです。そのところなんかをよく考慮されて、自治会にお願いしちょるだけでなくて、住民からも多分声が挙がっちょると思うんですが、それなんかも考慮されて、これは危険だなと思われたら、私は除去作業をされるのが、当然だろうと思っているんです。いや、民有地だからできません、これ自治会にお願いしているからできませんという答弁でなくて、それは、そういうふうな実際に危険と思っている道路、住民からも出ているし、ということは、危険だなと皆さん気がついておられるんだから、その辺のところは、優先的に除去作業をされたらいいと思うんです。いかにお考えかをお聞かせください。

○酒向道路河川課長

市内一定のルールのもとで実施してまいりたいと考えております。

○大田委員

一定のルール。ぜひ危険と思われたところは、優先的に草刈りをぜひともお願ひします。

続いて、今、市営住宅の用途廃止を以前も聞いたことがあるんですが、今、用途廃止を行っておられると思うんです。公共施設と総合管理計画において、用途廃止計画がうたってあると思います。20年先ぐらいが約20%前後で、途中目標が10%目標だったと思うんですが、現在どのぐらいの進捗率か教えていただきたいと思うんですが。

○沖本建築住宅課長

現在の進捗率についてでございます。公共施設総合管理計画によりますと、約20%の目標ということになっておりますが、一昨年度、亀山住宅を2棟ほど解体しているのが、現在の状況でございます。パーセンテージでいいますと、0.6%の減でございます。以上でございます。

○大田委員

亀山住宅をやって0.6%、また、現在進行中は、上島田の市営住宅、それと、汐浜の市営住宅もやっておられると思うんです。あれは、その後の経過を教えてほしいんですが。

○沖本建築住宅課長

現在、室積にあります汐浜2区住宅、それと、島田地区にある上島田住宅、こちらの用途廃止につきましては、平成29年度、昨年の9月と、それから、本年の4月に入居者の方を対象に説明会を実施しました。現在、全入居者の移転先がおおむね決定しております。今後は、7月より、順次移転、引っ越しを行っていただく予定となっております。

以上です。

○大田委員

その移転先は、やっぱり市営住宅等にお願いされているんですか。

○沖本建築住宅課長

移転先についてでございますが、現在空いております市営住宅を基本的には、御紹介しております。現状によっては、実家とか親族の方のお家に行かれるという方もいらっしゃいます。

以上です。

○大田委員

それは、どのぐらいを目途に全移転をされようとされているわけですか。移転を今7月から始めると言われて、移転完了の目途はいつごろにされているわけですか。

○沖本建築住宅課長

この4月に行った説明会では、移転のスケジュールということで、各入居者の方にお願いしておりますが、今年度末をめどに移転をしていただけないでしょうかというお願いをしております。

以上です。

○大田委員

今、今年度末と、移転完了されたら、その後はどういうふうにされようと計画されていますか。

○沖本建築住宅課長

全ての移転が完了いたしましたら、住宅の建物については、解体の手続をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今、上島田住宅と汐浜住宅は、今年度で大体移転完了という計画で今進めておられるんですが、今後の用途廃止はどのような計画をされておられますか。

○沖本建築住宅課長

現在、光市営住宅長寿命化計画では、南汐浜、汐浜2区、それから、西之浜、東戸仲、東領家、上島田、虹川、以上の7つの団地を用途廃止をする住宅として位置づけておりますが、今後は、各団地の居住実態や移転先となる市営住宅等の空き家等の確保の状況等の動向を注視しながら、次の用途廃止を行っていく住宅を選定し、順次説明会等を開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今その7団地を用途廃止を目的として、大体どのぐらいの年度までを目途とされていますか。

○沖本建築住宅課長

長寿命化計画では、平成33年度までの計画ということになっておりますが、いかんせん、まだ70%近くの方が現在その用途廃止をする住宅に住んでおられます。平成33年度を目指しておりますが、なかなか現実はそうはいかないように考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうなると、途中目標が約10%、今現在進んでいるのは0.6%、その目標値にいつごろ達する見込みなんですか。

○沖本建築住宅課長

先ほども申し上げましたとおり、各団地の居住実態、これ昨年度の7月に一応用途廃止を行う予定の住宅に関しては、もう次の入居者を入れない、入居停止をかけております。その辺でちょっと動向を眺めながらということになっていこうかと思いますが、なかなかその計画というのが、次はどこの団地にいきましょうという計画が、臨機応変にその状況を見ながら考えてまいりたいと思いますので、何年度までにはという目標は、確かにありますが、それを目指してまいりたいとは思っております。

以上でございます。

○大田委員

今、答弁で、平成33年度までが7団地を用途廃止の一応目標に掲げておるというふう

な答弁だったと思うんですが、その7団地が用途廃止が完了した場合には、何%ぐらいになるんでしょうか。

○沖本建築住宅課長

7団地で8.2%ということになります。

○大田委員

8.2%。もう少し頑張ってもわんにやいけないと思うんですが、その33年度までにやろうとしたら、スケジュールは告知して、住民説明会して、出ていってもらって、用途廃止、それらの工程というのは、どのぐらいの順繰りというか、その工程はどういうふうな工程を立てておられるんですか。

○沖本建築住宅課長

工程につきましてですが、先ほども申し上げましたとおり、今後の居住実態、入居停止をかけた後の、今からの空き家率、空き家となっていくという状況、その動向等をつかんで、ある時期が来ましたら、その計画なりを立てまいりたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

それで、用途廃止かけられて、今居住されておられる方が市営住宅に移られると。そのために、市営住宅も入居募集をかけないで、その人たちのためにあけておくというような段取りはできないんでしょうか。

○沖本建築住宅課長

場合によっては、次の市営住宅の用途廃止が決まった住宅に関しては、そういう配慮も必要かと考えております。

以上です。

○大田委員

私はぜひ必要と思うんです。あいているから次の市営住宅が入る人が次々入れるんじやなくて、その人たちのために、用途廃止をかける、住んでおられる方の住居を確保するために、ある程度、今の市営住宅の空いた部屋を順次入れてもらわんにや、その用途廃止かける7団地に対しても、なかなかお声かけができないじゃろうと思うんで、要するに足りるぐらいの住居は常に空けて、その人たちのために、移転してもらうように空けて、また、住んでおられる方に声掛けもしやすいじゃろうと思うんで、ぜひともそのように努力してもらいたいと思うんです。

それから、今現在、33年度完成を目指している溝呂井住宅の、今現在住んでおられる方々に対してはどのようにになっているか、進捗状況というんですか、教えてほしいんですが、現在住んでおられる溝呂井住宅の人に対して。

○沖本建築住宅課長

平成26年度に移転に関しまして説明会を1回開いております。それから、昨年の12月にもう一回説明会を開かせていただいて、入居者に対して、その時点での移動先の希望というものをある程度聞いております。

以上です。

○大田委員

その人たちに対しては、今新築される溝呂井住宅に入られる方が100%なんですか。

○沖本建築住宅課長

全ての方が、新しい新溝呂井住宅を希望はされておりません。数名の方は他の市営住宅を希望されていらっしゃいます。

以上です。

○大田委員

33年度で、溝呂井住宅は住居率ゼロ%達成ということですか。

○沖本建築住宅課長

さようでございます。

○大田委員

その跡地はどのようにされるんですか。

○沖本建築住宅課長

古い溝呂井住宅の、入居者が全員移転をされて空き家になりますと、こちらについても解体し、更地にさせていただく予定でございますが、その後の跡地とその利用については、まずは、市の内部の機関の中で、その跡地の活用法はないかということで、協議させていただいて、それでもないようであれば、売却というような形も想定の中であるかと思います。

以上でございます。

○大田委員

その跡地利用、よろしくお願ひしたいと思うんです。

また、移転される場合に、他の光の市営住宅ではなくて、親元とかいろいろ移られるという答弁じゃったんですが、その移転費用はどこぐらいまでみられるんです。例えば、極端な言い方をすれば、私の知り合いが面倒見てくれるのが大阪におるとか、東京におるとかいう場合なんか、それは100%出ていってもらうんだからみるとか、いやいや、そこはみられんよ、市内じゃったらみられるよという場合があると思うんです

が、そういう基準はどのようになっているんですか。

○沖本建築住宅課長

移転補償ということなんですが、基本額というものが定められたものがございます。これが大体20万円前後でございます。その他に電話、インターネット、エアコン等あれば、プラスアルファの加算がされます。  
以上でございます。

○大田委員

だから、最高額が20万円で、別に附属品のが見られるということでございますね。面倒みてよくやってください。

○沖本建築住宅課長

基本額が大体20万円で、プラスアルファの加算でございます。今回の場合ですと、大体プラスアルファの加算が結構ある方がいらっしゃいますので、25万円から40万円の移転補償額が出せます。

以上でございます。

○大田委員

20万円から40万円の範囲で移転費用は見られるということですね。しっかり面倒みてやってください。お願いします。

次に、3月の委員会でも質問させていただいたんですが、光市内に約723カ所の土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンがあると。その後、市有地として、民地に影響するところがどのぐらいあるんじやろうかということをお聞きしたら、調べておきますという答弁じゃったんですが、そういった土地が何カ所ぐらいあるんでしょうか。また、そういう土地に対して解除というのはできるんでしょうか、お聞きます。

○橋本監理課長

市有地が民地に影響している箇所について、それぞれの所管の管轄となりますことから、全体の把握はしておりません。また、土砂災害特別警戒区域は解除できるかにつきましては、対策工事等を施工し、土砂災害特別警戒区域の指定条件を満たさなくなつた場合においては、指定を解除することができると聞いております。

○大田委員

解除してもらうと相当な費用が要るというように感じました。いろいろな管轄によって把握ができないというような答弁じゃったんですが、今お聞きしているのは、建設部関係の箇所ぐらいは調べておられるわけですか。

○橋本監理課長

市有地が民地に影響しているかどうかの詳しい詳細については、現地確認、境界復元等をしないとわかりませんが、建設部所管分は、数十カ所あると考えております。

#### ○大田委員

建設部というのは、特にそれを率先して解除してもらわなくちゃいけないんですが、そういうふうなところに市有地について、市が対策工事とかして、早急に解除していかれたらいいと思うんですが、そのような考えはあるんでしょうか、どうでしょうか。

#### ○橋本監理課長

土砂災害特別警戒区域のソフト対策として、警戒避難体制の整備とか、一定の開発行為の制限、それから、建築物の構造規制に関する措置等によって、土砂災害を防止することを目的としておりまして、土地所有者に対して、所有する土地が崩壊した場合の損害賠償責任等について、新たに義務や責任を課すものではないことから、まずは、日ごろから、備えを心がけて、降雨時に早目に避難をしていただくことを第一と今は考えております。

#### ○大田委員

日ごろからの備えですか。確かにそうでしょう。市民に影響を及ぼすそれらの市有地の防災措置としても、私は絶対に早急に対策されるのが必要と思うんですが、ぜひとも早期対策をとって改善をしてもらいたいと私は思っておるんです。ぜひともそのような措置をとられるよう要望して終わりたいと思います。どうぞお世話になりました。ありがとうございました。

#### ○笹井委員

すみません。ちょっと今の同僚委員のやり取りで私も不勉強でしたので、ぜひ制度について教えていただきたいんですが、道路の草刈りについて、自治会に文書を出して委託してやっておるという答弁ありました。私も自治会の世話をしていますし、そんな文書を見たこともない、契約を受けたことも、私が関係するところはないんですが、どこの自治会に、そういうふうな草刈りの委託をしておるんでしょうか。

#### ○橋本監理課長

これは、旧大和地区の自治会に、年2回、市道維持管理、草刈りとか側溝の清掃等を委託しております。これは、大和町時代にありました大和町道路管理要綱に基づく、かつての道うちが起源になっています。

#### ○笹井委員

わかりました。自治会の数と、あとトータルの金額でいいですから、どれぐらいの支出になっておるのかちょっと教えてください。

○橋本監理課長

対象自治会は65自治会で、81万8,000円予算を上げております。

○笹井委員

65自治会で81万円ということは、単純に平均すれば1万円ちょっとという理解をいたします。それで、その委託しておる内容については草刈りだと思うんですけど、路線については何か、例えば市道なのか、それとも県道も含むのか、それとも、通学路なのか、そのどこの路線の草刈りをするかというような決め事があるんでしょうか。

○橋本監理課長

市道でお願いをしております。ただ、自治会によっては、県道も通っているとか、そういうところで、あわせてされているところはあるとは思いますが、市のほうでお支払いするのは市道についてお支払いをしているというところでございます。

○笹井委員

わかりました。自治会内のエリアの市道でどこをやるかは、その自治会の判断ということでおろしいですか。

○橋本監理課長

各自治会より、事前にこういうところをやるという計画を出していただきまして、それに基づいて、年2回実施していただくということになっております。

○笹井委員

わかりました。私も何回も予算書、決算書を見ましたけど、今初めて知りましたんで、勉強になりました。ありがとうございます。

・・・・・休憩・・・・・

## 6 経済部関係分

### (1) 付託事件審査

①議案第44号 平成30年度光市一般会計補正予算（第1号） [所管分]

質疑

○大田委員

11ページで、危険ため池測量設計委託料600万円は3カ所の説明じゃったんですが、私の聞いておるのは、5カ所じゃったと思うんですが、後の2カ所はどうねえなっちょるんでしょうか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

残り2カ所となる危険ため池、柏木ため池、宮ノ尾1号ため池の現状についてのお尋ねだと思いますが、まず、柏木ため池につきましては、県営事業で平成29年から31年度を事業期間として改修事業を予定しております。本年度は、農繁期終了後となる11月頃より工事着手する予定となっております。次に、宮ノ尾1号ため池ですが、ため池廃止の方向で現在調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、柏木ため池と宮ノ尾1号ため池は、危険なため池として設計委託なんか考えられていますが、国庫補助もあるんじやろうと思うんですが、その補助率というのはどのように考えておられますか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

今回補正で危険ため池の測量設計等委託料に充てる国庫補助の補助率についてですが、国庫100%となっております。

○大田委員

ぜひとも、危険ため池を危険でないように、今後とも、推し進めてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

討論：なし

採決：全員一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質疑

○磯部委員

1点だけ御確認をさせていただきたいと思います。光漁港海岸保全施設整備事業について、この事業に関する交付金が、ここ最近、当初予算計上で全額確保できない状況が続いておりますが、今年度の交付金はどのような見込みなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

光漁港海岸保全施設整備事業に係る国交付金の交付状況についてのお尋ねと思われますが、委員仰せのとおり、国からの交付金は、現状、削減傾向となっております。ここ数年、市が要望する交付額に対し、3割程度の状況が続いております。

平成30年度の交付金の見込みでございますが、市からの要望額、事業費ベースで1億8,000万円、国交付金ベースで9,000万円要求しておりますが、交付される見込額は、事

業費ベースで5,000万円、交付金ベースで2,500万円となっております。

以上でございます。

○磯部委員

なかなか思ったような金額が交付されないということで、今年も、当初予算では、予算説明資料には工事箇所が、詳細に記されていたと思いますが、では、その中で縮小せざるを得ないという状況になると思いますけども、大体どのあたりを今年度の事業として行われるのかを少し詳しく教えてください。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

今年度の事業実施の見込みについてのお尋ねだと思いますが、先ほども御説明いたしましたとおり、国交付金の額は市の要望額に対し大きく減額されております。こうした状況から、再度、今年度の交付見込み額の範囲内で実施箇所を見直ししております。具体的に申し上げますと、まず、胸壁、高潮堤防を当初80m予定しておりましたが、30m程度まで縮小しなければならない状況となっております。また、建物補償5戸につきましては、本年度は見送る方向で検討しております。養浜測量の調査設計につきましては、予定どおり実施する予定としております。

なお、用地取得などにつきましては、交付額の範囲内で実施を行う予定としております。

今後も、交付金は厳しい状況が続くことが予想されますが、交付額と整合を図りながら、事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○磯部委員

ちょっと今図面がないのであれなんですが、たしか擁壁の工事というのは2カ所あったような気がするんです。そのあたりは、両方ではなくて、今、縮小80mを30mというふうに言われましたが、その30mはどちらになるんですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

当初、大町排水路の付近から20m予定していたところを、12mに縮小、中間地点ぐらいに60m予定していたところを20m程度に縮小し、合わせて30m程度の整備を考えております。

以上です。

○磯部委員

ということは、両方とも一応エリアは開いていますけれども、それなりにできる範囲をやるということですね、両方。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

そのとおりでございます。

○磯部委員

すみません。私も毎日のように、ちょっと海岸をずっと通って確認をしておるんですけども、着実にそのあたりの工事がされていただきたいなと思いつつも、今回どのようになるのかなというふうに、地元の方にもいろいろお問い合わせがありまして、今回ちょっと質問させていただきましたけれども、今、養浜測量設計は予定どおり、その投入方法などを検討するという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

そういった調査を行う予定としております。

○磯部委員

わかりました。なかなか国の交付金がつかないということで、当局の皆さんも、また来年度もしっかりとそのあたりはやっていただけると思いますけれども、しっかりと地元住民の方にも、時宜を得たときに御説明をいただきまして、誤解のないように進めていただけるようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○笹井委員

大きく3項目、小項目でいえば8つぐらいですけど、お尋ねします。

まず、指定管理についてちょっと各部局それぞれ聞いておるんですが、経済部が所管している指定管理施設と、そのうち、今年度末で管理の契約が切れる施設、いいかえると、今年度中に来年度の選定作業を行う施設というのはどういうものがあるでしょうか。

○弥益農林水産課長

里の厨及びフィッシングパークでございます。今年度に関しましては、フィッシングパークの更新時期に当たりますので、フィッシングパークは該当すると思います。

○笹井委員

じゃあフィッシングパークについて、指定管理は指定管理ですけど、現在の契約は公募なのか、それとも、随契というか、そういう形であるのか、そして、来年度に向けた今後の契約については、どういうやり方、どういう基準で指定管理の契約をまた新しく結び直していくのか、その辺、方向性が決まっていますでしょうか。

○弥益農林水産課長

フィッシングパークの指定管理期間は、平成26年4月1日から31年3月31日の5年間となっております。今後におきまして、早期に選定方針を定め、指定管理候補者を選定してまいりたいと考えております。現時点では、何も決まっておりませんので、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○笹井委員

これ、他部局と同じことを聞いていますので、余りお気を悪くされんようにしてほしいんですけど、今現在では決まっていないと。私は、議員としてどういう方針でやるのか、募集前にもう一回確認をしたいと思っておりますので、また9月議会で聞こうとは思っておりますが、9月議会のころには、どういう方針かというのは決まっているスケジュールでしょうか。

○弥益農林水産課長

現段階でお答えできるところは、今後選定方針を定めてまるというところでございます。

○笹井委員

また9月にお聞きします。

次の項目にまいります。室積漁港についてですが、室積漁港の漁協施設のところに、駐車禁止という看板が立てられておるんです。これ、誰の何の駐車を禁止しているのか把握されていますか。

○弥益農林水産課長

駐車禁止と明示されている場所は、漁協西側の駐車場と思われます。また、この駐車場は漁協の土地でありますことから、漁協に尋ねましたところ、漁協職員の車両や漁協所有の車両の駐車場で駐車禁止の対象者はそれ以外の車両と聞いております。

なお、漁協事務所への一般利用者は、漁協入り口横に駐車スペースを設けておりますので、そちらを利用していただくようになっていると聞いております。

以上です。

○笹井委員

漁協の目の前の駐車場のところに駐車禁止と書いてあるので、今、状況はわかりました。普通は、漁協利用者以外駐車禁止とか関係者以外駐車禁止って、漁協に行く人がとめるのは、当然良いはずなんで、私としては、とても違和感のある看板だったと思います。こここの駐車場については、うしま丸連絡船の駐車場の話だとか、周辺施設への駐車の問題とか、いくつかありますし、少しずつ解決していると思っておりますが、やっぱり全体的な案内図みたいなものが必要ではないか、例えば、室積の連絡船の駐車場はこちらという明確な表示なども必要ではないかと思いますが、その辺対応がありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

うしま丸の乗船者の駐車場について、お答えさせていただきます。

うしま丸の乗船者が使われる駐車場の案内表示につきまして、現在、うしま丸を利用

される方の多くは、近隣にある海商通りを散策される方などが利用する市有地に自動車を駐車されていらっしゃいます。

御承知のとおり、公共交通網形成計画において、安心して利用できる公共交通の環境づくりを掲げておりますことから、近いうちには掲示いたしたいと思います。

以上です。

#### ○ 笹井委員

わかりました。漁協が駐車禁止という看板を立てたのも、恐らくうしま丸に乗る人が漁協の目の前にとめるから、それで困って置かれたもんだというふうに私は理解しておりますが、この問題の解消のためには、やはりうしま丸の駐車場はこちらですよということがわかるような、明確な掲示が必要だと思っておりますし、今の課長のお答えには、そういう方向で取り組むというふうに私は読み取りましたので、ぜひその方向でのお願いをしたいと思います。

それから、もう一つ、漁協についてのプレジャーボート、これ私も一般質問でやりましたし、市内でもきちんと明確にとめていいところはないということで、そうはいってもとまっておるわけですけれども、それで、ルール化について提案もしたところでございますが、横のプレジャーボート係留のルール化について、進捗はありますでしょうか。

#### ○ 弥益農林水産課長

現在の進捗状況でございますが、漁港の船舶利用について、プレジャーボートの利用実態はおおむね把握をしたところです。現在は、漁業関係者と漁船係留の御意見を伺い、漁船以外が係留可能な場所の詳細な位置関係の整理、調整を行っております。また、ルール化に向け、他市の事例も参考にしながら、さらに漁業関係者と協議を重ね、進捗を図ってまいりたいと思います。

#### ○ 笹井委員

わかりました。とめていいという場所はないんですけど船はあると。やっぱりきちんととめていいエリアをつくってから、それを踏まえながら指導していかないとダメですと言っても、どっかにとめなきゃやっぱりいけませんし、今、広島県のほうは、そういった施設をつくりながら、特に大田川とかその河口のプレジャーボートの指導を厳しくしておるというふうに聞いておりますので、光市も、そういう流れを見ながら取り組んでいくべきだと提言させていただきます。

最後の項目にまいりますが、観光面でインバウンド、外国人誘致について取り組みがありますでしょうか。

#### ○ 芳岡商工観光課長

インバウンドの取組みについてお尋ねをいただきました。インバウンドの対応につきましては、国や県が力を入れて取組みを推し進めているところでございます。近年では、世界スカウトジャンボリーで多くの外国人が本市を訪れ、ホームステイなどされており

ますが、中には、自国またはお住まいの地域が海に面しておらず、初めて海を見たと、驚き喜ばれたことなどをお聞きしております。

こうしたことを踏まえまして、アクションプランの中でも課題として捉え、アクションの内容として掲げたおもてなしの充実の施策例のインバウンド対応として、英語版光市観光ガイドブックや県の観光連盟が提供する外国人観光向けサービス、山口コールセンターなどの周知・活用を掲げ、おもてなしの視点による環境づくりに取り組むこととしております。

さらに、観光協会のホームページのスマートフォン対応や、市内の公共施設等でのフリーWi-Fiへの対応も進めているところでございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

状況はわかりました。最後になりますけれども、今、広島とかに行くともう、バスのアナウンス、電車のアナウンスは皆外国語で、外国語表記があると。実際に、宮島、岩国まではものすごい外国人の方が来ておられます。

そういうとこを見まして光に戻ってきますと、光駅にまず外国語表記がないような気がいたします。JRバスについては、今バス内の液晶なんかは一応ローマ字が出るようになっていますし、バス停にも、小さいですけれども、一応ローマ字表記はしておるんですが、外国人の方が来られるときは、大体、電車、バスで来られますので、最初に、結節点である光駅、ほかの駅も含めてですけども、そういうところに、外国語表記で、どちらに行くにはどうという路線図なんかにも、必ずローマ字がないといけないと思うんですが、これがないように見受けられますが、その辺、外国語表記というのはどうなっていますでしょうか。

#### ○芳岡商工観光課長

お尋ねの件でございますが、駅のホームに設置、もしくは掲げられた駅名の看板は、駅名がローマ字で表記されているところでございます。また、電車の時刻表には、時刻表であること、上り下りの主要な方面の英語表記がされております。光駅のバスの時刻表には、その掲示が時刻表であることや行き先方面に外国語表記はございませんが、辛うじて、平日ダイヤにウイークデー、土日祝ダイヤにサタデー、サンデー、ホリデーという表記がされているところでございます。

しかしながら、委員仰せのとおり、電車からバスへの乗り換え等を行う外国人に対してわかりやすい誘導とは言えない状況にございます。こうした状況の中、商工観光課や観光協会等に対応を求める声は直接は寄せられておりませんが、今後、交通事業者への利用状況等の聞き取りによる現状把握に努め、本年度設置することとしておりますアクションプランの推進懇話会において、意見交換等を積極的に行ってみたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。私も室積に住んでいますが、外国からの観光客というのは少しづつ増えていますし、本当に骨董市などは、お客様のうち2割ぐらいが外国人じゃないかというときもあるぐらいでして、それらの方は、日本語ができる方が車で来ておるんだとは思いますが、光に来て、外国人が来られそうな場所、全路線は無理ですけれども、世界的な知名度がある伊藤公の公園、そして、歴史的な室積海商通り側のＪＲバスなどは、外国人が来ても、迷わずに行けるような最低限のローマ字表記などはお願いしたいと思います。

終わります。

・・・・・休憩・・・・・

○磯部委員

すません。先ほど、私、確認させていただいた光漁港海岸保全施設整備事業の件で、少しちょっと質問し忘れていたことがございましたので、1点確認をさせていただきたいと思います。

今年度の事業の見込みの中で、養浜測量調査設計、予定どおりというふうに言われましたけれども、調査のみならず、いろいろな詳細があったと思いますので、改めて詳しいことを教えてください。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

それでは、今年度実施予定をしております養浜測量調査設計の調査内容について説明いたします。

まず、大きく分けて3項目ございます。1つは、大型養浜投入計画に係る調査、これは、大型養浜の全体量、また、大型養浜の投入位置をこの中で検討していく予定となっております。2項目といたしまして、養浜に伴う排水路、これ前松原排水路でございますが、これへの影響の調査について、そして、3項目といたしまして、島田川河口部の養浜材料の調査、この3つを養浜測量設計調査の中で実施検討していくことと予定しております。

以上です。

○磯部委員

前松原の排水路なんかは、今非常に堆積している状態でしたので、それもきちんと調査すること、そして、養浜材料の調査というのは、島田川の堆積部分の砂が適合するかどうか、そのあたりですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

島田川の河口のほうで養浜採取を予定しております。そのところで、その地形とか粒度とか、その環境調査などを行いまして、養浜に適しているかどうかを検討するもので

ございます。  
以上です。

○磯部委員

着実にその養浜の調査が進んでいるということで、そこはしっかりとお願ひをしておきたいところです。ありがとうございました。

○大田委員

今のにちょっと関連なんですが、私が議員になったころ、その大型養浜や、島田川の河口の砂を持っていくというのは、以前やられたと思うんですけど、以前やられた調査はどのようにになっているんでしょうか。

○弥益農林水産課長

このたび行いますのは、前回調査を行った際、粒径は適合することは分かったのですが、それ以降、上流から流れ出てくる砂、そういったものに関しては日々状況が変わっておりますので、そういったところを改めて調査する。また、養浜砂を採取したときに、上流から流れてくる、その土砂の供給量といいますか、そういったところも改めて調査するものでございます。

○大田委員

以前の調査をしたときには、今の室積海岸の養浜は、島田川の河口まで十分足りるからこれで行いますという結論に達したと私は聞いておるんですが、その調査された資料というのは、もう廃棄して新しく養浜をまたどういうふうにするかとか、砂をどっから持ってくるのかというのを、もう一遍やり直すという解釈でよろしいんですか。

○弥益農林水産課長

結構です。再度改めて詳細な調査を行っていくと認識いただければと思います。

○大田委員

以前大金を出して調査したのは、全然関係なくなったわけですね。私どもから言わせれば無駄使いという考え方でよろしいですか。

・・・・・休憩・・・・・

○弥益農林水産課長

先ほど御答弁させていただいたお答えと同じになりますが、1回採取して、その後供給されてくる土砂の粒径であるとか堆積量等が、本当に適合しているかどうかというのを改めて調査するものでございます。

以上です。

## ○大田委員

しっかり調査してから、養浜確保してください。

次に移ります。光ブランド創出事業について、3月の委員会で、その方向性の説明を受けて約3カ月経ったんですが、その後の具体的な取組み、進捗状況についてお聞きしたいと思います。

## ○芳岡商工観光課長

光ブランド創出事業は、本年3月に策定いたしました観光アクションプランの施策例に掲げた光という名前や地域資源を活用した魅力のある土産品や特産品の開発促進の具現化策として、本市の飲食物土産の開発や改良を支援するものです。

大きく3つの柱で構成をしておりまして、まず1つ目が、土産品の開発を考えている人と、商品パッケージを手がけるデザイナーとをマッチングさせるため、セミナー・名刺交換会を6月29日に開催することとしております。

2つ目は、土産品を開発する法人や団体、また個人を対象に、商品名に光や本市の地域資源を用いるなどの一定の条件を付して、土産品のパッケージデザインに要した経費や販売促進、啓発に要した経費などに対し、土産品を新たに開発する場合は、上限20万円、既存商品のパッケージを変更するなど改良の場合は、10万円を上限として助成することとしております。

3つ目は、ブランド認定の実施です。先ほど申しました補助対象案件のほか、その他の支援制度を活用したもの、さらには、支援は受けていないが、独自に手がけられた商品等の御応募をいただき、その中から、光のイメージを高めることにつながるものを見定め、ブランド認定し、本市の土産品として、市内外に向けてPRをしていこうとするものでございます。

以上でございます。

## ○大田委員

今、その中で、セミナーや名刺交換会というのを、今度6月29日に開催されるというようにお聞きしましたが、その名刺交換会とかセミナーは、どのような人を集め、また啓発活動をされているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

## ○芳岡商工観光課長

セミナー・名刺交換会への参加者は、基本的に、土産品の開発を考えている人として、市内に住所がある個人、または市内に店舗など事業所を有する法人、団体、デザイナーとしては、一般社団法人山口県デザイン協会に呼びかけるなど、広域からの参加希望も受け入れたいと考えております。

周知につきましては、市広報、ホームページ、フェイスブック等の媒体を活用することはもちろんのことですが、現在、商工観光課の職員が市内事業所や周南地域を中心に活躍するデザイナーに直接働きかけ、詳細について説明を行い、呼びかけを行っている

ところです。さらに、会議所や商工会等との連携を図って、より多くの方に参加していただけるよう努力しているところでございます。

以上です。

#### ○大田委員

今、開発に対する補助金が20万円と10万円のお金が出るよというようにお聞きしましたが、もし、それがブランド品として認定された場合には、また、それに対する報奨金とはいっては出るんじゃないだろうかというのを以前からお聞きしているんですが、本当に出るんだろうかと思うんですが、お答えをよろしくお願ひします。

#### ○芳岡商工観光課長

ブランド認定を受けたものに対して、報奨金等が出るのかについては、3月の委員会で委員からお尋ねをいただき、現在検討しているとお答えをさせていただいたところでございます。このブランド認定につきましては、光の名前を発進して、本市のイメージを高めることにつながるものに対して認定することとしておりますが、賞金や報奨金をお出しすることは、考えておりません。

いずれにしても、認定に関する要件等の詳細につきましては、今後改めてお示しすることとなりますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○大田委員

なしということで、検討をよろしくお願ひしたいと思うんですが、また、ブランド認定をされた商品について、今後の活用方法というのは、どういうふうに考えておられるのかお聞きしたいと思うんですが。

#### ○芳岡商工観光課長

ブランド認定された商品につきましては、本市を代表する土産品として、市の行事での販売、いろんな展示会等でのPRはもちろんのこと、市長や職員が上京などの際に、本市をPRするための一つのツールとして、積極的に活用してまいりたいと考えております。

議員の皆様が、視察等に行かれる際には、持参していただけるようなものを認定できるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

#### ○大田委員

今までの答弁によると、私の解釈なんですが、新しく開発した商品とかパッケージなんかは認定をするが、今まで、現在既製品としてあるものに対してはどんなお考えがあるんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

新規商品の開発はもちろんのことなんですが、既存の商品におきましても、これまで各商店さんが多くの努力を重ねてつくってこられた大切な商品でございます。ただ、今回は、事業の趣旨が、光の名前を売り出す、光のイメージを創出させるものでありますので、既存の商品で商品名等をこだわってつけられたものは、新たに、例えば、光銘菓などキャッチフレーズ的なものをつけていただくことによって、既存商品でも対象となります。ただし、この場合は、補助の上限が10万円となります。

以上です。

○大田委員

今現在でも、東京に山口県が出店し光の商品が出ているとお聞きしておりますが、その商品が、新しくブランド認定を受けようしたら、光何とかという名前じゃったら認定ができるよという解釈でよろしいですか。

○芳岡商工観光課長

ブランド創出事業における土産品の認定に関しては、議員仰せの形でブランド認定を受けられる可能性はございますが、その後の活用として、おいでませ山口館に商品が置けるかどうかというのは、これからまた我々が先方に売り込み活動をして、一つでも多くの商品を置いていただけるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○大田委員

ぜひとも光ブランドを出して、全国に売ってもらいたいと思います。

次に行きます。3月にもお聞きしたんですが、本年度の主要事業の一つに、地域ぐるみによる大規模な有害鳥獣防止施設の設置という項目があつていろいろお聞きしたんですが、それについての進捗状況は、現在どのようになっているのかお聞きしたいと思うんですが。

○弥益農林水産課長

今年度は、塩田、佐田地区を事業対象地としまして、現在、地域団体であります農事組合法人佐田と設置エリアの選定及びワイヤーメッシュ柵がどのくらいの長さが必要か測ったりする作業を行っております。ワイヤーメッシュの設置時期につきましては、農繁期明けの農閑期以後に予定しております。

以上です。

○大田委員

今、佐田地区と言われましたが、佐田地区全域を考えておられるんですか。

○弥益農林水産課長

佐田地区全域ではございません。地域団体と場所を選定しましたところ、佐田地区の一部になります。

以上です。

○大田委員

一部って、どのくらいのhaとか、町歩でいうたらどのぐらいの感じを考えておられるんですか。

○弥益農林水産課長

当初の延長を申しますと、約2,200mを予定しております。

以上です。

○大田委員

2.2kmぐらいを今後考えていると、今年の作業として考えておられると。また、これに対して、次年度もまたこういうふうな施策でもって広げていこうというものはお持ちなんでしょうか。

○弥益農林水産課長

当課の思いとしてはございます。ただ、事業地の選定につきましては、一緒に取り組みます地域の選定も含めてございますので、これから協議検討になってまいりかと思います。

以上です。

○吉本経済部長

このたびの事業は、御存じのように、国庫補助事業を活用した事業でございます。そういう国補助制度の問題もありますし、今後の予算編成の中で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

こういうような自治会単位とか地区単位で、鳥獣被害対策をやられるんで、ぜひとも検討して前向きに進んでいってもらいたいと思います。

今現在、光市が進めているニューファーマーとかニューフィッシュナーの確保ですが、現在どのぐらいの人がニューファーマー、ニューフィッシュナーとして就業され、また、何人ぐらいの人が独立されておられるとか、また、ニューファーマーやニューフィッシュナーが何らかの理由でやめられたという人数がわかりましたら教えてほしいんですが。

○弘農林水産課地産地消担当課長

今のニューファーマー、ニューフィッシュナーの現況についてお答えをさせていただき

ます。

平成30年度の4月1日現在で、新規農業の就農者、いわゆるニューファーマーでございますが、こちらは13名でございます。内訳につきましては、7名が法人のほうに就業しておられまして、6名が自己経営となっております。ちなみに、補助金等を支援しておりました方は16名でございますので、離農された方は3名というふうになっております。

また、新規漁業就業者、いわゆるニューフィッシャーの現況でございますが、こちらは、ただいま7名ということになって、漁業者として就業しておられるところでございます。こちらも8名の方に補助金等の支援を行いましたので、1名の方が離職されたところでございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

ニューフィッシャーは、7人が全部独立しちょってわけですか、今現在は。

#### ○弘農林水産課地産地消担当課長

新規漁業就業者でございますので、漁業ですので、基本的に独自で漁師というか、漁師業をおられるというふうに認識していただければと思います。

以上でございます。

#### ○大田委員

いろいろ頑張っておられると、新しく光のために頑張っておられるということで、市のほうもそれに対する支援のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

変わりますが、さっきの鳥獣被害対策で続けて聞けばよかったです、大型捕獲用わなが、塩田と東荷に今現在、東荷に新しくできました。猿の捕獲は、現在どのぐらいの頭数捕獲されたんでしょうか。また、捕獲されたのが、全部どっかに移るとか、殺傷処分になるとかという状況も教えてほしんですが。

#### ○弥益農林水産課長

まず、捕獲状況の前に、塩田と東荷の地域に1基ずつ大型の捕獲囲いわなを設置しております。それぞれの現状なんですが、平成30年6月18日現在ですが、塩田が47頭、東荷は、今のところ捕獲されておりません。

以上です。

#### ○大田委員

いや、その47頭、塩田のほうは結構捕獲できたと思うんですが、その行き先を教えてください。

#### ○弥益農林水産課長

光市の技芸猿ということで譲渡する契約を結んでおりまして、このたびも譲渡すると  
いうことでお話をさせていただいております。

以上です。

○大田委員

要するに、一番最初、12頭捕獲されたときに、周防猿まわしの会のほうに譲渡をした  
と。それも、今後もずっとそれで譲渡していくという解釈でよろしいわけですね。

○弥益農林水産課長

受け入れ側の事情もございます。現段階は、譲渡することができております。今後におきましては、必ずしも譲渡できるかというところで、今のところ何とも言えない状況でございます。

以上です。

○大田委員

今までのところは全部譲渡をしてもらったんだが、今後はわからないから殺傷処分になるかもわからんという解釈をいたしました。今後とも、猿の被害がないように、イノシシ被害もないように、ぜひとも対策をとっていってもらいたいと思います。

終わります。

○芳岡商工観光課長

すみません。光ブランド創出事業のところで、大田委員から御質問を受けた中で、既存のお土産品でも補助対象となって、さらに、ブランド認定となるのかというところで、補助対象になり、それがブランド認定となるという表現をしたかもしれません、補助対象となります、その商品や御応募いただいたその他の商品も合わせてブランド認定するかについては、別途審査があります。補助対象になれば、すぐブランド認定になるというものではございませんので、表現を訂正させてください。

○大田委員

今現在売っている土産品物は、審査を受けてブランド認定になるか、ならないか判断されますよという解釈でいいんですか。

○芳岡商工観光課長

既存商品の中で、光のイメージを高めることにつながるものは、ブランド認定に応募していただけます。

以上です。

○大田委員

新しく開発する土産物、既存の商品も含めて、今から審査して、ブランド認定するか

どうかというのを決めますよという解釈でいいわけでしょう、違いますか。

○芳岡商工観光課長

結構です。

○大田委員

了解でした。終わります。